

御船町障がい者基本計画  
(第3期：令和3年度～令和8年度)

御船町障がい福祉計画  
(第6期：令和3年度～令和5年度)

御船町障がい児福祉計画  
(第2期：令和3年度～令和5年度)



[ 題名：ま～るくなって ]

令和3年3月

御船町

表紙絵

題名：ま～るくなって

作：藤原 やよい

## 第3期 御船町障がい者基本計画

## 第6期 御船町障がい福祉計画

## 第2期 御船町障がい児福祉計画

### 目次

#### 第1部 第3期御船町障がい者基本計画

はじめに 計画の概要.....	1
1.計画策定の趣旨と背景	
2.計画の法的根拠	
3.計画の位置づけ	
4.御船町における「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の策定	
5.計画策定の進め方	
1-1章 現状とこれまでの取り組み.....	5
1.障がい者の状況	
2.御船町における福祉施策のこれまでの取り組み	
1-2章 計画の方針.....	21
1.障がい者福祉施策の動向	
2.御船町における障がい者福祉の課題	
3.計画の取り組み方針	
1-3章 施策の体系.....	39
1.施策の体系	
2.各施策の内容	

#### 第2部 第6期御船町障がい福祉計画

2-1章 障がい福祉サービスの実績.....	53
1.障がい福祉計画について	
2.障がい福祉サービス・相談支援の実績	
3.地域生活支援事業の実績	
2-2章 目標値の設定と障がい福祉サービスの見込み量.....	61
1.令和5年度目標値の設定	
2.障がい福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み	
3.地域生活支援事業の種類ごとの必要量の見込み	
4.地域における相談支援体制	
5.計画の推進体制	

#### 第3部 第2期御船町障がい児福祉計画

3-1章 障がい児福祉サービスの実績.....	87
1.障がい福祉児計画について	
2.障がい児福祉サービス・相談支援の実績	
3-2章 目標値の設定と障がい児福祉サービスの見込み量.....	91
1.令和5年度目標値の設定	
2.障がい児福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み	
3.地域における相談支援体制	
4.計画の推進体制	
○ 御船町障がい者福祉計画策定委員名簿.....	97

## 「障害」のひらがな表記の取扱いについて

### 表記の取扱

- (1) 「障害者」を「障がい者」、「障害児」を「障がい児」と表記します。
- (2) 「障害」を「障がい」と表記します。

### 適用されないもの

法律等の名称や使用されている用語、法定の制度の名称、団体名等の固有の名称、人の状態を表すものでないものについては、従来通りの漢字表記としています。

## 第 1 部

### 第 3 期御船町障がい者基本計画





## はじめに 計画の概要

1. 計画策定の趣旨と背景
2. 計画の法令根拠
3. 計画の位置づけ
4. 御船町における「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の策定
5. 計画策定の進め方

## はじめに 計画の概要

### 1. 計画策定の趣旨と背景

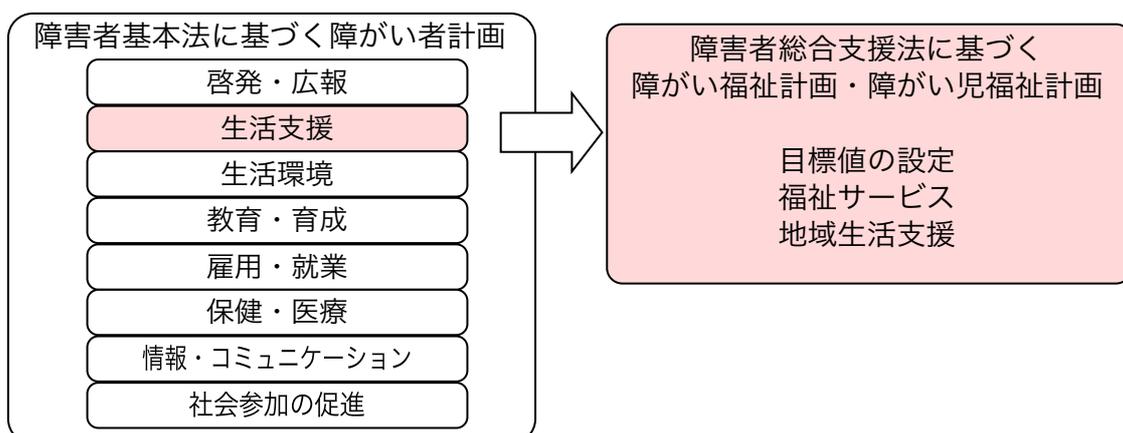
平成18年に施行された「障害者自立支援法」では、身体・知的・精神の3障がいの一元化やサービス体系の再編が行われ、障がい者に対する制度が大きく変わりました。その後、自立支援法の見直しなど協議が進められ、平成21年12月、内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、障がい者当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」が開催され、制度改革についての検討が行われました。その結果、同会議の意見を踏まえ、障がい者の定義の見直し、地域社会における共生、差別の禁止などを総則に挙げる、「改正障害者基本法」が平成23年8月に施行されました。また、応益負担を原則とする現行の「障害者自立支援法」を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合支援法」が平成25年4月（一部、平成26年4月）に施行されました。平成25年4月には「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改められたことで、障がいのある人に対する支援の拡充が明記され、障がい福祉サービス等の対象に難病が追加されたほか、障がい区分の見直し等が行われました。また、平成30年4月には児童福祉法が一部改正され、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、市町村が「障がい児福祉計画」を策定することが義務付けられました。

そうした中、本町においては、平成27年度からの「第2期御船町障がい者基本計画」及び平成30年度からの「第5期御船町障がい福祉計画」、「第1期御船町障がい児福祉計画」の進捗状況をふまえ、令和3年度からの新たな「第3期御船町障がい者基本計画」及び「第6期御船町障がい福祉計画」、「第2期御船町障がい児福祉計画」を策定します。

### 2. 計画の法的根拠

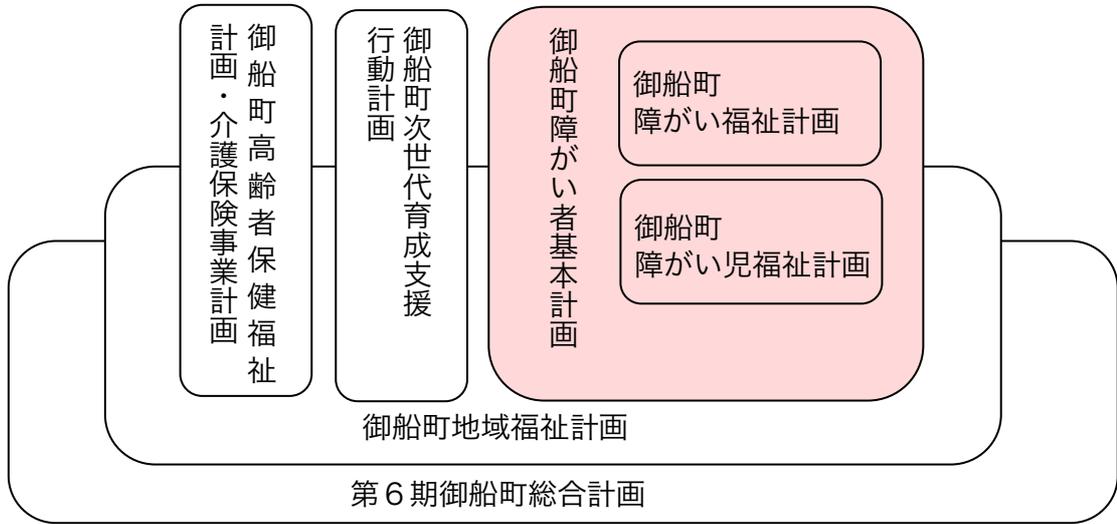
「障がい者基本計画」は「障害者基本法」に基づく障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の基本計画です。

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、「障がい者基本計画」に定める施策のうち、障がい者の生活支援にかかわる具体的な福祉サービスの量と提供体制を確保するための実施計画で「障害者総合支援法」に基づくものです。



### 3. 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「御船町地域福祉計画」や「御船町総合計画」に即し、今後、本町における障がいのある方に関する各種施策を実施するための指針となる計画です。

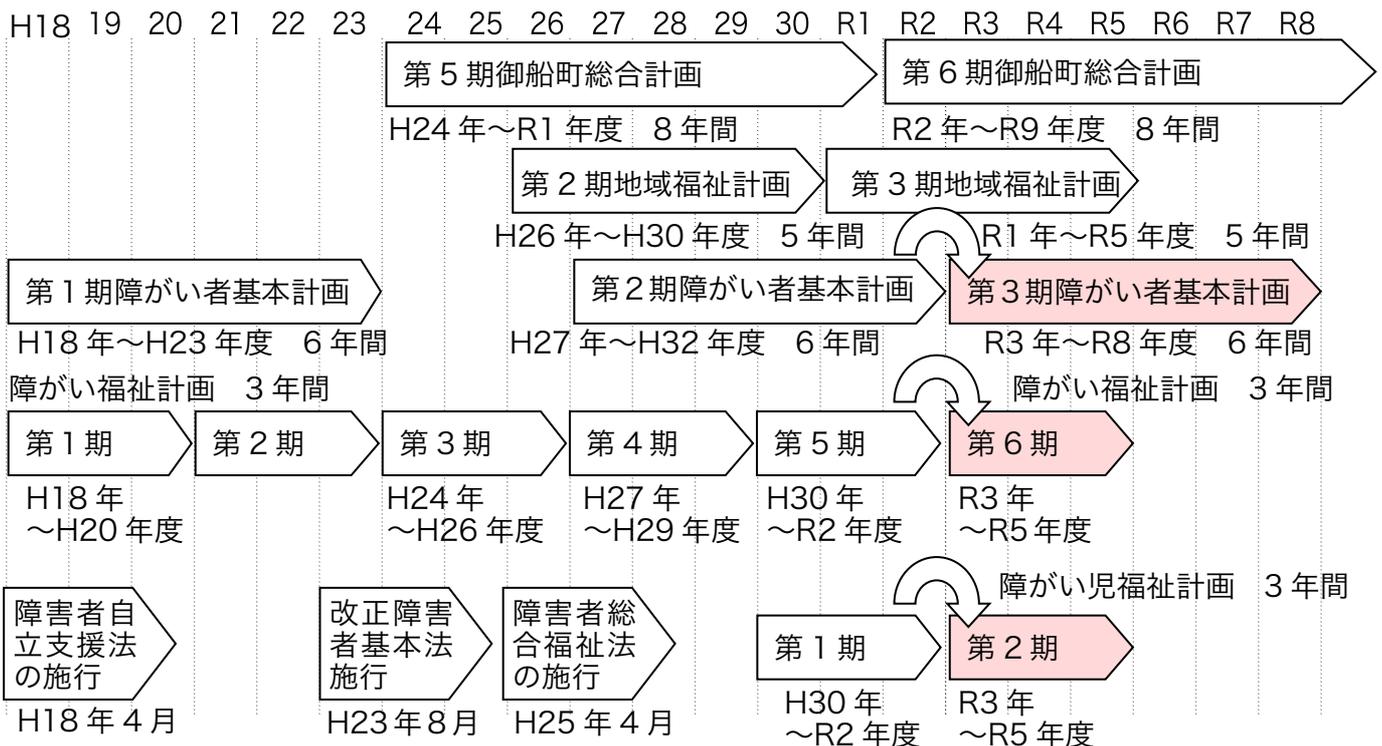


### 4. 「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の施策

「御船町障がい者基本計画」は第1期計画が平成18年度から、第2期計画が平成27年度から施行されています。今回は第3期の計画策定となります。計画期間は令和3年度～令和8年度までの6年間です。

「御船町障がい福祉計画」は平成18年度から施行され、3年毎の計画の見直しにより、今回は第6期の計画策定です。計画期間は令和3年度～令和5年度までの3年間です。

「御船町障がい児福祉計画」は第2期の計画策定で、計画期間は令和3年度～令和5年度までの3年間です。



## 5. 計画策定の進め方

### 1) 策定手法

#### ○計画策定委員会の設置

保健・医療・福祉分野の関係者及び関係団体の代表等で組織する「御船町障がい者福祉計画策定委員会」を設置し、計画についての審議・検討を行いました。



#### ○アンケート調査及びヒアリング調査の実施

身体・知的・精神の各障害者手帳所持者における障がい福祉サービスの利用状況や意向、日常生活状況及び問題点等の把握のためにアンケート調査を実施しました。また、保健・医療・福祉に係る、関係者及び関係団体に障がい福祉サービス提供の状況や課題についてのヒアリング調査を実施し、内容の分析を行い計画策定の基礎資料としました。



#### ○パブリックコメントによる意見の聴取

本計画では広く町民の皆様から意見を募集し、ご意見を計画に生かせるよう、素案の段階で町のホームページ等で計画内容を公開し、パブリックコメントの募集を行いました。

#### ○「障害者総合支援法」等に則した計画の策定

本計画は「障害者総合支援法」や「障害者差別解消法」等における障がい保険福祉施策に準じた計画を策定します。



## 1-1章 現状とこれまでの取り組み

1. 障がい者の状況
2. 御船町における福祉施策のこれまでの取り組み

## 1-1 章 現状とこれまでの取り組み

## 1. 障がい者の状況

## 1) 御船町における障がい者数の推移

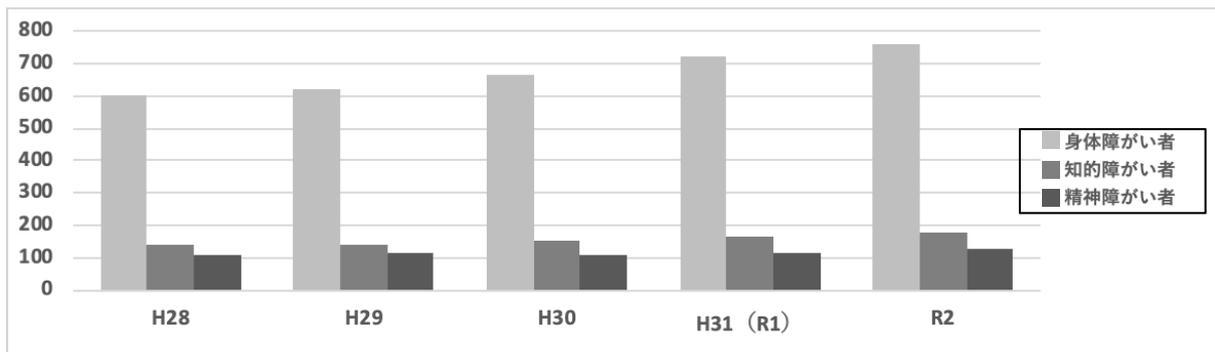
御船町における障がい者数は年3%～8%の増加傾向にあり、特に平成30年度以降、6%を上回る増加率となっています。令和2年10月の時点では、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者あわせて1,066人です。御船町の人口はやや減少しているため、障がい者の御船町の人口に占める割合も微増し6.3%程度となっています。

(単位：人)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
身体障がい者	602	623	668	720	758
知的障がい者	138	142	155	168	181
精神障がい者	111	112	107	115	127
計 (前年比)	851	877 (103.1%)	930 (106.0%)	1,003 (107.8%)	1,066 (106.3%)
人口 (前年比)	17,225 (4.9%)	17,053 (5.1%)	16,914 (5.5%)	16,878 (5.9%)	16,932 (6.3%)

(注：各障がい者は重複障がいを含む)

出典：庁内資料（令和2年10月1日現在）



## 2) 御船町における年齢別障がい者数

令和2年10月の時点では身体障がい者の高齢者（65歳以上）の人数は590人で高齢者の占める割合が78%と大きくなっています。知的障がい者の高齢者の占める割合は9.4%で大きくはありません。精神障がい者においては高齢者の占める割合は27.6%となっています。

(単位：人)

	年齢	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
身体障がい者	18歳未満	7	7	7	7	7
	18歳以上65歳未満	123	131	140	149	161
	65歳以上	472 (78.4%)	485 (77.8%)	521 (80.8%)	564 (78.3%)	590 (77.8%)
	計	602	623	668	720	758
知的障がい者	18歳未満	23	25	33	39	47
	18歳以上65歳未満	99	101	106	113	117
	65歳以上	16 (11.6%)	16 (11.2%)	16 (10.3%)	16 (9.5%)	17 (9.4%)
	計	138	142	155	168	181

	年齢	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
精神障がい者	18歳未満	6	7	8	8	7
	18歳以上65歳未満	71	68	66	76	85
	65歳以上	34 (30.6%)	37 (33.0%)	33 (30.8%)	31 (27.0%)	35 (27.6%)
	計	111	112	107	115	127

(注：各障がい者は重複障がいを含む)

出典：庁内資料（令和2年10月1日現在）

### 3) 御船町における地区別障がい者数

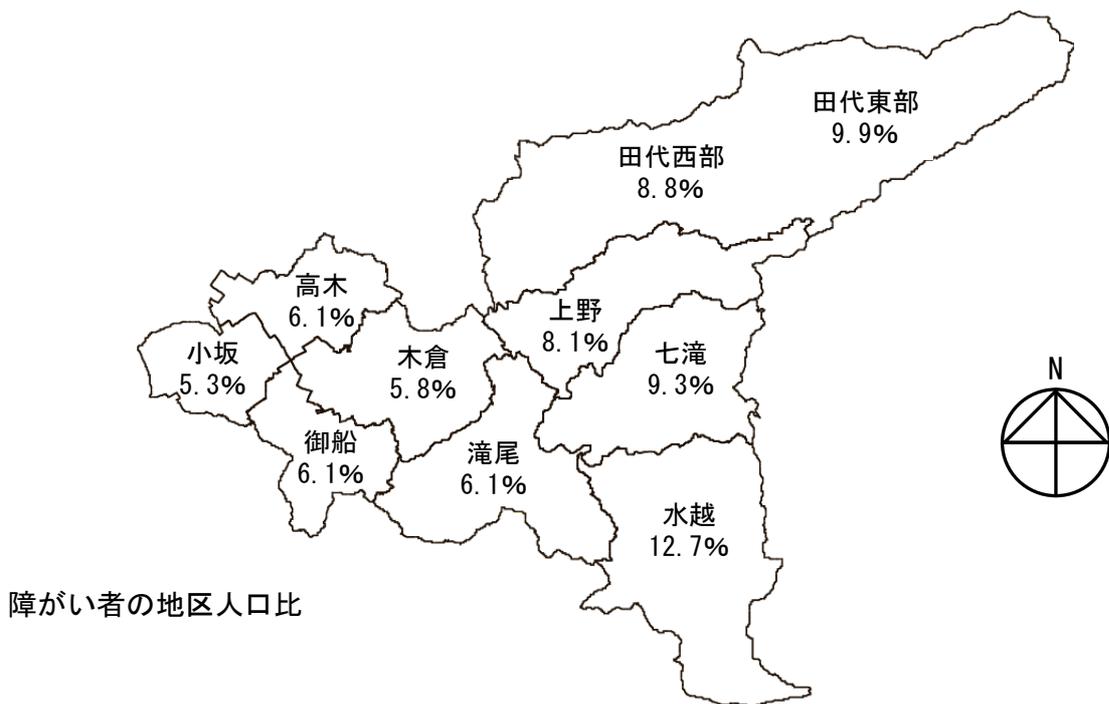
御船地区は辺田見、滝川を含むため地区人口も障がい者の人数も多くなっているものの、人口が多いため、地区人口に占める割合は6.1%と小さくなっています。一方、水越、七滝、田代西部、田代西部地区は、地区人口に占める割合が高くなっています。

(単位：人)

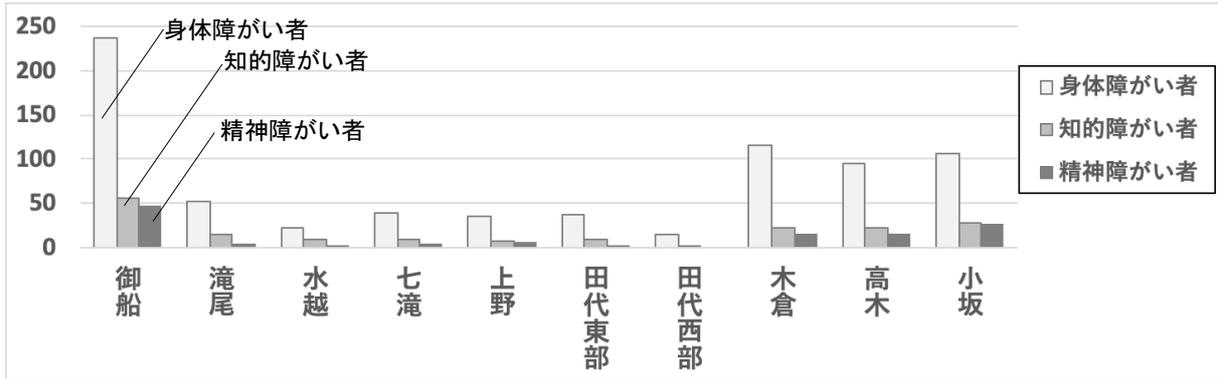
項目	御船	滝尾	水越	七滝	上野	田代東部	田代西部	木倉	高木	小坂	合計
身体障がい者	238	53	22	39	36	38	15	116	95	106	758
知的障がい者	56	15	9	10	7	9	1	23	23	28	181
精神障がい者	48	5	3	4	7	3	0	16	15	26	127
計	342	73	34	53	50	50	16	155	133	160	1,066
地区人口	5,650	1,203	268	567	618	506	181	2,670	2,174	3,041	16,878
地区人口比 (%)	6.1%	6.1%	12.7%	9.3%	8.1%	9.9%	8.8%	5.8%	6.1%	5.3%	6.3%

(注：各障がい者は重複障がいを含む)

出典：庁内資料（令和2年10月1日現在）



地区別の障がい者の人数



4) 障害別手帳保持者の人数

① 身体障がい者

■ 身体障害者手帳保持者数

(単位：人、%)

	等級別内訳						合計	全体の構成比	65歳以上
	1級	2級	3級	4級	5級	6級			
視覚障がい	15	10	3	6	5	5	44	5.8%	34
聴覚・平衡機能障がい	9	27	13	22	7	33	111	14.5%	85
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	1	5	0	0	0	6	0.8%	5
肢体不自由	50	50	50	97	32	27	306	40.3%	222
内部機能障がい	165	4	14	109	0	0	292	38.5%	245
心臓機能障がい	83	1	11	75	0	0	170	22.4%	155
腎臓機能障がい	76	0	0	0	0	0	76	10.0%	56
呼吸機能障がい	4	0	2	0	0	0	6	0.8%	4
直腸・ぼうこう機能障がい	0	0	1	33	0	0	34	4.5%	28
小腸機能障がい	0	0	0	0	0	0	0	-	0
免疫機能障がい	0	0	0	0	0	0	0	-	0
その他の内蔵障がい	2	3	0	1	0	0	6	0.8%	2
合計	239	91	85	234	44	65	759	100%	591
等級別構成比	31.5%	12.0%	11.2%	30.8%	5.8%	8.6%	100%		

出典：庁内資料（令和2年10月1日現在）

② 知的障がい者

■ 療育手帳保持者数

(単位：人、%)

		A1	A2	B1	B2	合計
療育手帳保持者数	実数	32	26	57	66	181
	構成比	17.7%	14.4%	31.5%	36.4%	100%

出典：庁内資料（令和2年10月1日現在）

## ③ 精神障がい者

## ■精神保健福祉手帳保持者数

(単位：人、%)

		1級	2級	3級	合計
精神保健福祉手帳保持者数	実数	39	72	16	127
	構成比	30.7%	56.7%	12.6%	100%

出典：庁内資料（令和2年10月1日現在）

## ■自立支援医療費（精神通院医療）受給者数

	人数
自立支援医療費 （精神通院医療）受給者	287

出典：庁内資料（令和2年3月31日）

## 5) 障がい児の状況

## ① 障がい児の障がい別手帳保持者数

## ■障がい別手帳保持者数（障がい児）

(単位：人)

	就学前の障がい児数	障がい児全体
身体障害者手帳	0	7
療育手帳	7	47
合計	7	54

出典：庁内資料（令和2年10月1日現在）

## ■身体障害者手帳保持者数（障がい児）

(単位：人、%)

	手帳保持者数（人）	構成比（%）
視覚障がい	0	0
聴覚・平衡機能障がい	2	28.6%
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	0
肢体不自由	5	71.4%
内部機能障がい	0	0
心臓機能障がい	0	0
腎臓機能障がい	0	0
呼吸機能障がい	0	0
直腸・ぼうこう機能障がい	0	0
小腸機能障がい	0	0
免疫機能障がい	0	0
合計	7	100%

出典：庁内資料（令和2年10月1日現在）

## ■療育手帳保持者数（障がい児）

（単位：人、％）

		A 1	A 2	B 1	B 2	合計
療育手帳保持者数	実数	6	3	6	32	47
	構成比	12.8%	6.4%	12.8%	68.0%	100%

出典：庁内資料（令和2年10月1日現在）

## ② 障がい児の就学状況

## ■支援学級の数、児童・生徒数

（単位：クラス、人）

	クラス数	人数	種別				
			知的	情緒	肢体不自由	難聴	病弱
小学校	14	56	24	30	1	1	0
中学校	5	19	5	11	2	1	0
合計	19	75	29	41	3	2	0

出典：庁内資料（令和2年10月1日現在）

## ■支援学校通学者数

（単位：人）

	小学校	中学校	合計
支援学校通学者	3	3	6

出典：庁内資料（令和2年10月1日現在）

## ③ 未就学児の状況

## ■乳幼児健診者数

（単位：人）

1歳6か月児	3歳児	計	うち、心理相談件数
141	139	280	79

※心理相談件数：言葉や行動について、保護者または保健師等が気になることについての相談件数

出典：庁内資料（令和2年10月1日現在）

## 6) 障がい支援区分認定者数

（単位：人）

区分	認定者数
区分1	2
区分2	14
区分3	17
区分4	19
区分5	10
区分6	26
合計	88

出典：庁内資料（令和2年10月1日現在）

## 7) 特定疾患医療費受給者数

上益城郡において、特定疾患医療費受給者数は675人です。

	令和2年度
上益城郡5町認定者数	675人

出典：熊本県御船保健所（令和2年度）

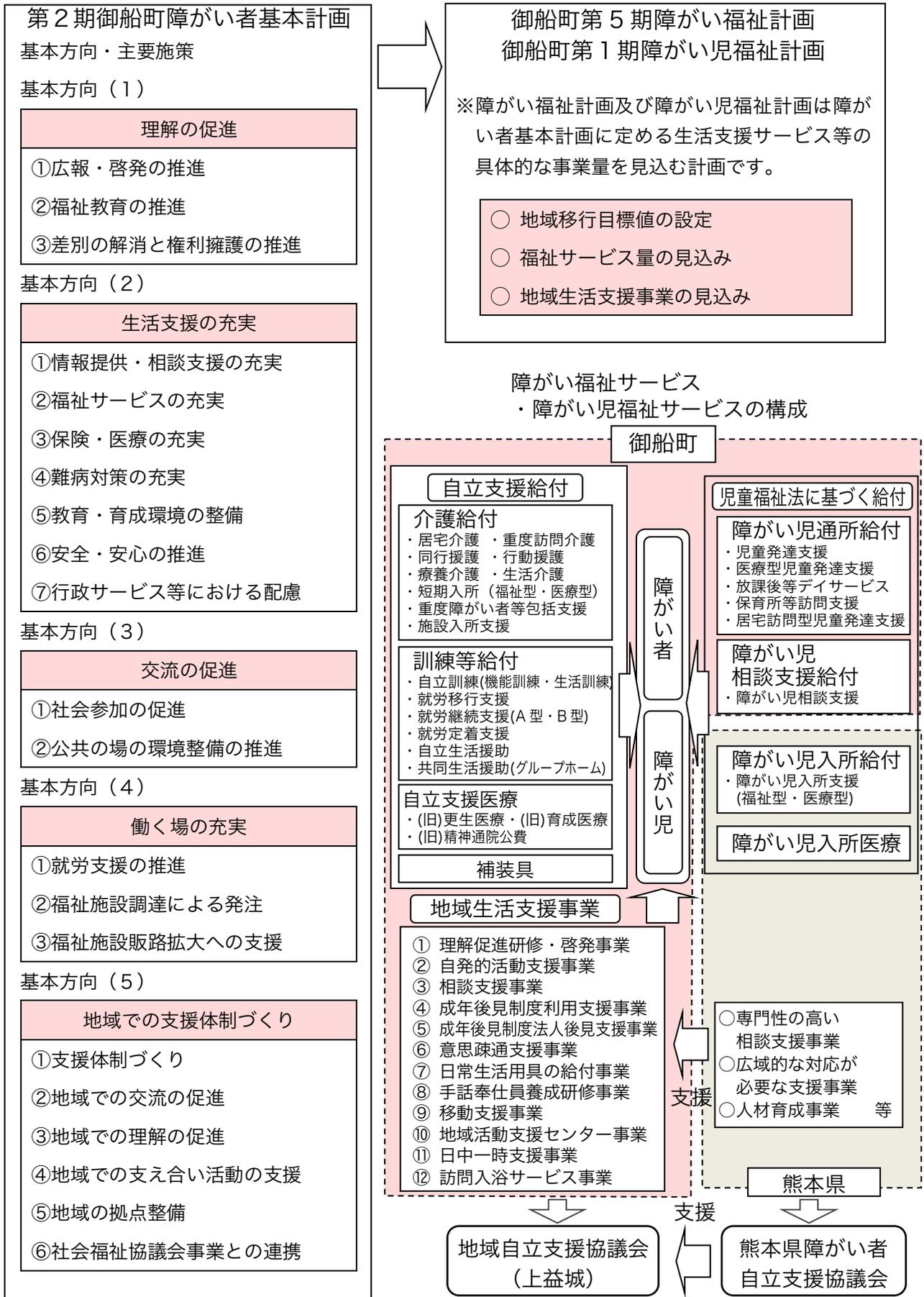
2. 御船町における福祉施策のこれまでの取り組み

(1) 第2期御船町障がい者基本計画の施策の体系

第2期御船町障がい者基本計画においては、課題のとりまとめから、計画が目指す町の将来像と3つの基本目標、その目標を達成するための5つの基本方向と主要施策を定めています。

第2期御船町障がい者基本計画策定における 課題のまとめ			
課題1. 障がい者への理解  話すこと ふれあうこと 理解に繋がる 学校で、職場で、地域 で	課題2. 地域での暮らし  生活支援 近所のお世話 災害時の支え	課題3. 地域とふれあい 参加  孤立しない 生きがい 外出の機会 健康づくり	課題4. 個性を生かした 仕事  アート 農業 発表の場 販売の場
第2期御船町障がい者基本計画策定における 目指す町の将来像			
「誰もが自分らしく輝き、誰もが安心して暮らせる 交流の町 御船」			
第2期御船町障がい者基本計画策定における 基本目標			
目標その1  <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; background-color: #f8d7da;">                     「福祉サービスの 充実」                 </div>	目標その2  <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; background-color: #f8d7da;">                     「社会参加 の促進」                 </div>	目標その3  <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; background-color: #f8d7da;">                     「すべての人に やさしいまち づくりの推進」                 </div>	

第2期御船町障がい者基本計画における基本方向・主要施策、障がい福祉計画、障がい児福祉計画は以下のように構成されています。



## (2) 各施策のこれまでの具体的な取り組み

第2期御船町障がい者基本計画に掲げる施策について、これまで以下のように取り組んできました。

## (1) 「理解の促進」の施策の実施状況

前期計画の施策		現在の取り組み状況
① 広報・啓発 の推進	1) 町広報誌等による 広報・啓発の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人の特性の理解等、広報の内容や、ホームページ等の情報発信の手法を検討。</li> <li>・効果的な広報・啓発を推進。</li> </ul>
	2) 「障がい者週 間」を通じた活 動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障がい者週間」において、イベントへの住民参加を求める。</li> <li>・関係団体との連携を強化し、広報・啓発の推進に努める。</li> </ul>
② 福祉教育の 推進	1) ボランティアス クール等福祉教 育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす体験・ボランティア講座を開催。</li> <li>・特別支援学級や福祉施設との交流会等を実施。</li> </ul>
	2) 職場体験学習等 の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場体験学習や短期間就業体験（インターンシップ）等、福祉関係官公庁で受け入れ</li> <li>・企業等に協力を要請。</li> <li>・障がいのある人に対する理解の促進。</li> </ul>
	3) 啓発用ビデオソ フトの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発用ビデオソフトの活用（理解と認識を深める啓発活動）</li> </ul>
③ 差別の解消 と権利擁護 の推進	1) 差別解消法の 周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差別禁止の具体化についてパンフレットやホームページ等により周知を図る。</li> </ul>
	2) 虐待防止の強 化、虐待防止セ ンターの運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援。</li> <li>・障がい者虐待防止センター（あゆの里内）での虐待に関する通報または届け出の受理、保護、相談等。</li> </ul>
	3) 成年後見制度の 周知・普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見人制度の周知・普及と適正な制度運営。</li> </ul>
	4) 日常生活自 立支援事業（地 域福祉権利擁護 事業）の普及啓 発と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活自立支援事業の普及啓発と利用促進を図る。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレットの設置及び広報やホームページでの情報発信。</li> <li>・熊本地震後から福祉まつりは未開催。</li> <li>・町民への参加推進未実施。</li> <li>・「障がい者週間」についての広報を実施。</li> <li>・小学校を対象にボランティアスクール実施(社会福祉協議会)</li> <li>・中学生・高校生対象にワークキャンプの開催(社会福祉協議会)。</li> <li>・中学生の福祉関係施設等への職場体験受け入れ実施。</li> <li>・高校生のインターンシップ等の受け入れ実施。</li> <li>・ビデオ等の活用、講演会や研修会等を通して啓発活動に努めている。</li> <li>・パンフレットの設置及びホームページ等での周知を実施。</li> <li>・「上益城虐待防止センター」の設置</li> <li>・パンフレットをホームページに掲示。</li> <li>・上益城圏域で中核機関設置について5町で検討中(R3年度より)。</li> <li>・地域福祉権利擁護事業の実施(社会福祉協議会)。</li> </ul>

前期計画の施策		現在の取り組み状況
前ページの続き	5) 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「心配ごと相談」「法律相談」等の相談体制の充実を図る。</li> <li>・「心配ごと相談」「法律相談」「暮らしの相談窓口」を設置し、定期的実施（社会福祉協議会）。</li> <li>・障がいの有無にかかわらず相談体制の充実に努めている。</li> </ul>

## (2) 「生活支援の充実」の施策の実施状況

前期計画の施策		現在の取り組み状況
① 情報提供・相談支援の充実	1) 福祉サービスの情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町広報誌やホームページ、パンフレット、役場窓口等を通して、詳細な情報を分かりやすく提供。</li> <li>・広報誌等に載せる情報の点字化・拡大文字化・音声化等について検討。</li> <li>・IT機器を駆使した効果的な情報提供方法の研究。</li> </ul>
	2) 障がいの特性に配慮した情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点訳・朗読奉仕員、手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成講座の開催。</li> <li>・手話奉仕員等の派遣。</li> <li>・情報の供給体制の充実。</li> </ul>
	3) 相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援事業の相談支援事業を実施。</li> </ul>
	4) 地域自立支援協議会（上益城）の活動強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自立支援協議会で地域における相談支援事業の運営評価等を実施。</li> <li>・具体的な困難事例への対応について指導・助言。</li> </ul>
	5) 町役場における相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員の研修機会の充実</li> <li>・複数の課・係が連携して迅速かつ確かな問題解決にあたる。</li> </ul>
	6) 地域における相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の身近な相談窓口となる民生委員等の研修</li> <li>・啓発機会の充実。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報みふね（暮らしの情報、制度のお知らせ等）で広報</li> <li>・窓口でのポスター、パンフレットの掲示。</li> <li>・「障がい福祉のしおり」の音声化・点字化の要望がある。</li> <li>・視覚障がい者へ日常生活用具の給付を実施している。</li> <li>・手話通訳者派遣委託（熊本県ろう者福祉協会）。</li> <li>・防災無線（文字表示装置）の設置の推進。</li> <li>・相談支援事業を上益城圏域で実施している。障がい者やその家族等のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言をおこなっている。</li> <li>・上益城圏域自立支援協議会を設置し、全体会・担当者会議を実施。また、困難事例の検証及び研修会を実施。</li> <li>・担当職員の研修会参加によりスキルアップを図っている。</li> <li>・関係する複数の課、また、関係機関と連携して問題解決に努めている。</li> <li>・小地域見守りネットワーク事業（社会福祉協議会）において、地域における相談体制の充実を図っている。</li> <li>・民生委員協議会障がい者福祉部会の活動として障がい者施設等の視察を実施。</li> <li>・民生委員学習、研修を通してスキルアップを図っている。</li> </ul>

前期計画の施策		現在の取り組み状況	
② 福祉サービスの充実	1) 自立支援給付サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問系サービス</li> <li>○日中活動系サービス</li> <li>○居住系サービス</li> <li>○相談支援</li> </ul>	・郡内に提供できるサービス事業所がない場合は相談支援事業所と連携し、サービス提供に努めている。
	2) 障がい児支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童発達支援</li> <li>○医療型児童発達支援</li> <li>○放課後等デイサービス</li> <li>○保育所等訪問支援</li> <li>○障がい児相談支援</li> </ul>	・平成31年4月に上益城圏域医療的ケア児等支援検討協議会を設置し、医療的ケア児の支援体制の充実、郡内に対応できる事業所の整備について協議を進めている。
	3) 地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談支援事業</li> <li>○コミュニケーション支援事業</li> <li>○日常生活用具給付等事業</li> <li>○移動支援事業</li> <li>○地域活動支援センター事業</li> <li>○日中一時支援事業</li> </ul>	・サービス内容に応じた、専門的技術を有する事業所等に委託している。
	4) 地域生活支援拠点の整備	・障がい者の地域生活を支援する拠点を上益城圏域で整備。	・R2年度より地域生活支援事業拠点の機能を担う事業所を整備し、緊急時の体制整備を図っている。
	5) 障害者住宅改造助成制度の利用促進	・重度の心身障がいのある人が住宅を改造する場合に改造費の一部を助成。	・障害者住宅改造助成事業補助金を活用し、障がい者がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成している。
③ 保健・医療の充実	1) 障がいの早期発見・早期治療	・母子健康手帳交付時の保健指導、乳幼児健康診査等で障がいに関する知識の普及・障がいの早期発見に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上益城地域療育センターに巡回支援専門員事業を委託し、早期発見への支援を実施している。乳幼児検診後の継続的フォローにより障がいの早期発見に努めている。</li> <li>・発達障がいについての研修会に関係課、関係機関で参加している。</li> </ul>
	2) 障がいの原因となる疾病予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの原因となっている生活習慣病を予防するための健康維持・増進に関する情報提供や研修会の開催、交通事故等を原因とする高次脳機能障がいの増加に対して交通安全に関する知識の普及。</li> <li>・健康づくり地区推進員や食生活改善推進員と連携</li> </ul>	・特定健診受診の勧奨や特定保健指導の充実に努めている。
	3) 医療・リハビリテーション体制の整備	・医療やリハビリテーションが継続して受けられる体制整備に努める。	・重症化を防ぐために定期的な保健指導を実施している。
	4) 精神保健医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「こころの健康」を早期に回復できるよう、相談の窓口を設ける。</li> <li>・ストレスの解消を促す講演会や健康教室を開催。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上益城地域精神保健福祉連絡会に参加し、関係機関の取り組みを情報共有している。</li> <li>・町広報、町ホームページでの情報発信を実施。</li> </ul>

前期計画の施策		現在の取り組み状況
④ 難病対策の 充実	1) 難病等へ福祉サ ービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病患者へ福祉サービスの提供を行う。</li> <li>・上益城地域難病対策地域連絡協議会に参加し、情報共有を図っている。</li> <li>・難病患者の福祉サービス利用も対象者に追加され、利用者も増加している。</li> </ul>
⑤ 教育・育成 環境の整備	1) 「特別支援教 育」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の充実をめざして、教育環境を整備。</li> <li>・教育、福祉、労働等、関係分野との連携を強化し進路指導の充実に努める。</li> <li>・学校の施設・設備の改善や整備を進める。</li> </ul>
	2) 相談支援事業の 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期から成人としての就労期に至るまで継続したアドバイスができるよう支援。</li> <li>・上益城療育センターと連携し、町内各園の年中・年長クラスにおける巡回訪問の実施。</li> </ul>
	3) 子どもの心の問 題への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーの配置。</li> <li>・各学校での相談体制を充実。</li> <li>・町立小・中学校を巡回する「心の相談委員」を1名配置。</li> <li>・適応指導教室「陽だまりルーム」の開設。</li> </ul>
⑥ 安全・安心 の推進	1) 防災・防犯・消 費者保護の知識 の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察・消防機関との連携を強化、緊急時の避難場所や連絡方法等の周知を図る。</li> <li>・防災・防犯に関するパンフレットの配布等情報提供。</li> <li>・全行政区（82ヶ所）で自主防災組織を結成。</li> <li>・小地域見守りネットワーク、取り組み地区53行政区、緊急安心カード設置数961カ所（世帯）R3.1月末現在。</li> <li>・上益城5町消費生活相談窓口の設置。</li> <li>・町広報、ホームページ、防災無線等で情報発信。</li> </ul>
	2) 防災・防犯ネッ トワークの確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設や在宅の障がいのある人が参加した防災・防犯の情報ネットワークを構築めざし緊急通報システムの普及を図る。</li> <li>・自主防災組織で防災訓練の実施の推進。</li> <li>・同意のある方の避難行動要支援者名簿を区長、民生委員に提供している。また、小地域見守りネットワークにて、普段の見守りと災害時の支援体制構築を図っている。</li> </ul>
	3) 防災時・緊急時 の避難誘導対策 の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における災害時の避難協力体制の確立をめざす。</li> <li>・災害時要援護者の登録、システム入力を進め、災害時における障がい者の避難に繋げる。</li> <li>・災害時避難行動要支援者システムを管理し、対象者を把握。</li> <li>・「要配慮者利用施設に避難確保計画」の策定の推進。</li> <li>・各施設での防災訓練等の実施。</li> </ul>
⑦ 行政サービ ス等におけ る配慮	1) 選挙等及び司法 手続き等におけ る配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳や点字、音声、拡大文字等による選挙等の情報の提供等、行政サービスにおける配慮を行う。</li> <li>・手話通訳者の養成の委託。（宇城市）</li> <li>・点字、拡大文字による投票は各投票所にて可能。その他、特段の配慮が必要な人に対しては事前に対応している。</li> </ul>

## (3) 「交流の促進」の施策の実施状況

前期計画の施策		現在の取り組み状況	
① 社会参加の 促進	1) 地域・社会活動 への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や団体が地域住民の参加を得て実施する行事や催し等の情報提供を充実。</li> <li>・家族会等が実施している社会活動を積極的に支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者福祉協会、知的障がい者福祉協会への活動費の助成。</li> <li>・町内行事等については、広報やホームページにて周知。</li> </ul>
	2) スポーツ・レク リエーション及 び文化活動の促 進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ大会やスポーツ・レクリエーション教室の開催。</li> <li>・スポーツの振興を図る。</li> <li>・芸術祭や展覧会等の開催、積極的に支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者に限定せず、町民誰もが参加できる行事等の開催。</li> </ul>
	3) コミュニケーション 支援や移動 支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業、移動支援事業の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーション支援事業では手話通訳者の派遣を実施。</li> <li>・移動支援事業及び福祉有償運送では、移動に支援が必要な人に提供できる体制を整備している。</li> </ul>
② 公共の場の 環境整備の 推進	1) ユニバーサル デザイン化、 バリアフリー化 の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインを各種施策・事業において取り入れ、すべての人にやさしいまちづくりを推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園施設のスロープ設置</li> </ul>
	2) 歩行空間の整備 の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての人が安全で快適に利用できる歩行空間を整備。</li> <li>・特に、福祉施設、医療施設の周辺において積極的に整備。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリーによる道路、歩道の整備。</li> </ul>
	3) 建築物の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共性の高い建築物のバリアフリー化を推進。</li> <li>・民間の建築物もバリアフリー化を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設のバリアフリーによる建設。</li> <li>・役場庁舎にエレベーター設置(ユニバーサルデザイン化)。</li> </ul>
	4) 公園等オープン スペースの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりや交流の場を身近で確保。</li> <li>・バリアフリーのトイレを設置。</li> <li>・公園の施設・設備の充実。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園におけるバリアフリーのトイレ設置。</li> </ul>

## (4) 「働く場の充実」の施策の実施状況

前期計画の施策		現在の取り組み状況	
① 就労支援の 推進	1) 雇用に関する情 報提供・相談体 制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共職業安定所（ハローワーク）等、関係機関との連携を強化。</li> <li>・情報提供・相談体制の充実。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A型事業所等で情報交換、継続。</li> </ul>
	2) 企業等の障がい 者雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者雇用について企業等に対する啓発。</li> <li>・雇用しやすい条件整備を支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り組みの検討。</li> </ul>

前期計画の施策		現在の取り組み状況	
前ページの 続き	3) 公共機関での雇 用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町及び町関係団体等の障がい者雇用について、法定雇用率を確保。</li> <li>・雇用体制の充実。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町・教育委員会では障害者活躍推進計画を策定し、法定雇用率達成を目指す。採用・定着状況ともに障害者である職員の活躍推進のための体制整備や各種取り組みが今後、必要である。</li> </ul>
	4) 一般就労移行支 援のためのサー ビス基盤整備の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「就労移行支援事業」と「就労継続支援事業 A 型」のサービス基盤整備を計画的・効果的に進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「就労継続支援事業 A 型」3カ所。</li> <li>・就労移行支援事業所は休止中。</li> </ul>
	5) 福祉的就労支援 のためのサービ ス基盤整備の推 進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「就労継続支援事業 B 型」等のサービス基盤整備を計画的・効果的に進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援事業所 B 型 3カ所</li> </ul>
② 福祉施設調 達による発 注	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者優先調達推進法の施行、公共機関において障がい者就労施設からの物品調達を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎内にて年 1 回勸奨。</li> <li>・目標値の設定。</li> </ul>	
③ 福祉施設販 路拡大への 支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者就労施設の製品の販路拡大の寄与する事業の検討・取り組みを推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本連携中枢都市圏（健康福祉部門検討部会）の取組において、販売会等の場を検討中。</li> </ul>	

#### （５）「地域での支援体制づくり」の施策の実施状況

前期計画の施策		現在の取り組み状況
① 支援体制づ くり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘱託区の自主防災組織による防災見守りマップづくり。</li> <li>・災害時要援護者の高齢者等とともに障がい者も地域で把握。</li> <li>・高齢者等と一緒に障がい者を支える体制づくりを推進。</li> <li>・防災訓練等を通じて障がい者と地域住民の交流を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時避難行動要支援者名簿の個別支援計画策定を区長や民生委員、計画相談員等と連携して策定を検討中。</li> <li>・自主防災組織への取り組みとして防災訓練を実施している。</li> </ul>
② 地域での交 流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設のイベント、地域の行事やサロンにそれぞれが参加するなど地域における住民と障がい者の交流を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設と地域が交流した行事は年間を通して取り組まれている。地域の行事やサロン活動等へは障がいの有無に関わらず交流を図っている。</li> </ul>
③ 地域での理 解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者団体の新たな役割を「地域における会員の支援」とし、地域における防災マップづくりやサロンの開催において地域と協働し、障がいについての理解を深める活動を行うことが期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいについての理解や支え合いの必要性について、地域の活動に取り入れている地域もある。</li> </ul>

前期計画の施策		現在の取り組み状況
④ 地域での支え合い活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災見守りマップづくりをすることで住民による支援体制から、日常における住民による見守りや障がい者への配慮・支援へ発展することが期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要援護者の社会参加や自立を推進し、地域住民自らのネットワーク活動を発展させ、孤立化の防止と地域の支え合いを構築するために小地域見守りネットワーク事業（社会福祉協議会）に取り組んでいる。</li> </ul>
⑤ 地域の拠点整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の公民館等、地域の交流拠点づくりにおいて、障がい者が利用しやすいよう環境整備を支援。</li> <li>・嘱託区における拠点整備は関係各課と連携して体制づくりを支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館分館や地区集会所の環境整備が必要な施設について整備を行っている。</li> </ul>
⑥ 社会福祉協議会事業との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小地域見守りネットワーク事業、地域サロン協力助成事業、要援護者の実態把握事業等、社会福祉協議会事業と連携して地域における障がい者支援体制づくりの構築を図る。</li> <li>・社会福祉協議会が取り組む高齢者サロンとの連携においては、健康づくり等を共通テーマとした、高齢者、子育て世代、障がい者が一緒に参加するサロンの開催等が考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種事業については取組が進められている。それぞれの事業は障がいの有無に関わらず地域住民が一体となって活動している。</li> <li>・「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制づくりが始まり、R2年度身近な相談拠点の設置事業(社会福祉協議会委託)に取り組んでいる。</li> </ul>



## 1 - 2 章 計画の方針

1. 障がい者福祉施策の動向
2. 御船町における障がい者福祉の課題
3. 計画の取り組み方針

## 1-2章 計画の方針

### 1. 障がい者福祉の施策の動向

#### (1) 障がい者施策の経緯と近年の動き

我が国における障がい者施策は、戦争被害の子どもを救うために障がい児施策を含む児童福祉法の制定（昭和22年）から始まり、昭和24年に身体障害者福祉法、昭和25年に精神衛生法、昭和35年に精神薄弱者福祉法（現在の知的障害者福祉法）と身体障害者雇用法が制定されました。

#### ○基本法の制定

その後、障がい者施策の基本となる心身障害者対策基本法が昭和45年に制定され、平成5年には名称が障害者基本法と改められました。その際、精神障がい者が法律に規定する障害者に含まれ、12月9日の「障害者の日」の制定や国の「障害者基本計画」の策定義務を定めました。そのため、障がい者施策の取り組みの内容を示した「長期計画」（昭和58年～平成4年）の次期計画・「新長期計画」（平成5～14年）は「障害者基本計画」として取り扱われました。

#### ○基本計画策定と基本法改正

新長期計画の理念「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」を引き継ぎ、障害者基本計画（第2次計画）（平成15～24年）が策定され、障がい者の社会参画を目指しての施策を推進しました。平成16年に基本法が改正され、理念としての差別の禁止や障害者週間（12月3～9日）の制定、都道府県・市町村の障がい者計画の策定が義務化されました。

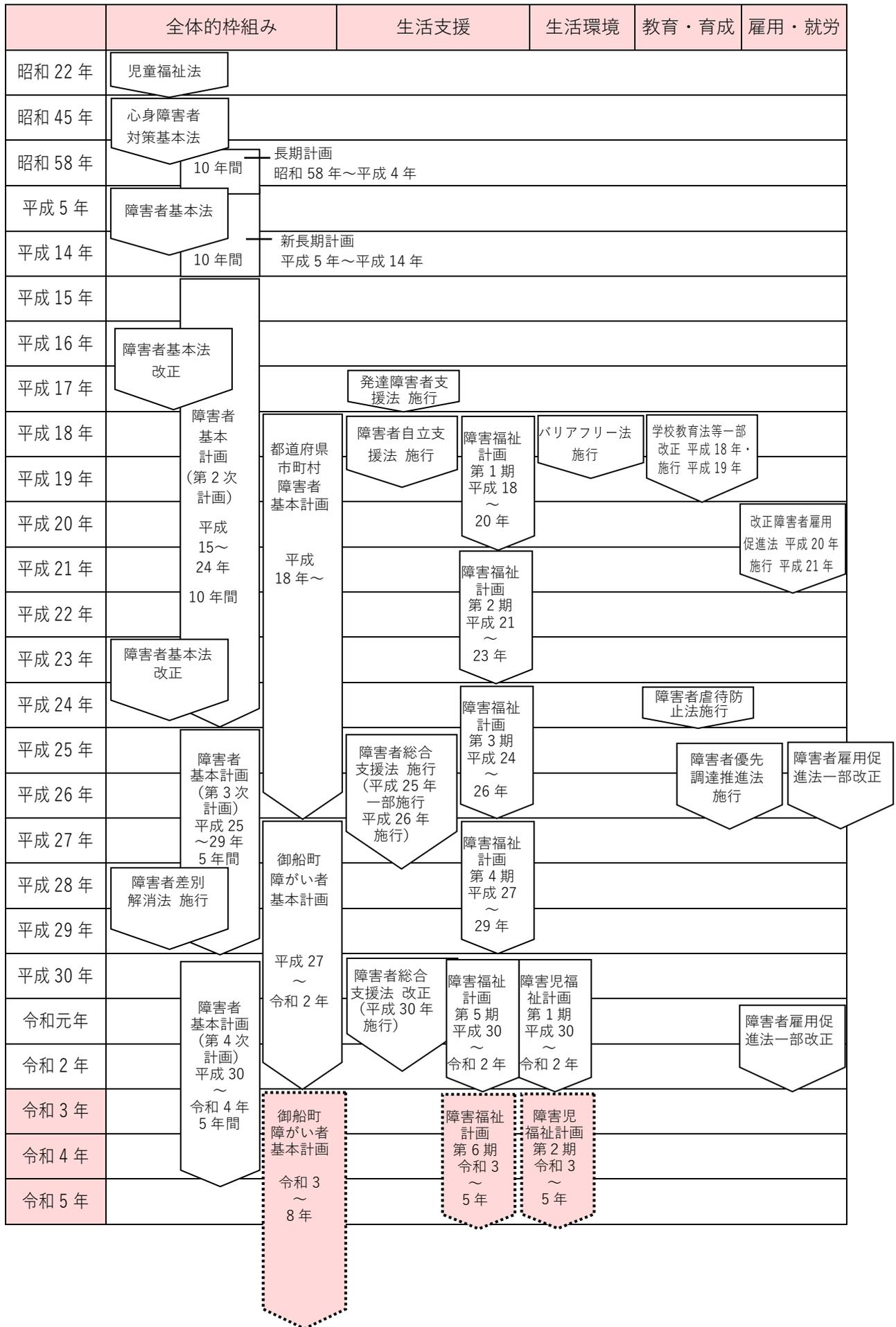
#### ○第2次計画期間に成立した主な法律

平成16年に「発達障害者支援法」策定。平成18年には就労支援の強化や地域移行の推進を目的に「障害者自立支援法」が施行され、福祉サービス体系の再編・提供体制の強化が図られてきました。同年に「バリアフリー法」が施行。また、従来の盲・聾・養護学校の制度を特別支援学校の制度に転換する内容の「学校教育法」等の一部改正が平成18年に成立、19年に施行されました。中小企業における障がい者雇用の促進等を内容とする「改正障害者雇用促進法」が平成20年に成立、21年から施行されました。

#### ○障害者総合支援法等の近年の動き

平成23年に、障害者の定義の見直しや地域社会における共生、差別の禁止等を内容として基本法が改正され、それを踏まえて障がい者の地域生活を総合的に支援する「障害者総合支援法」が成立し、25年（一部26年）施行されました。それに先立ち、「障害者虐待防止法」が平成24年に施行、平成25年には「障害者優先調達推進法」、さらに「障害者差別解消法」が成立し、「障害者差別解消法」は平成28年に施行されました。

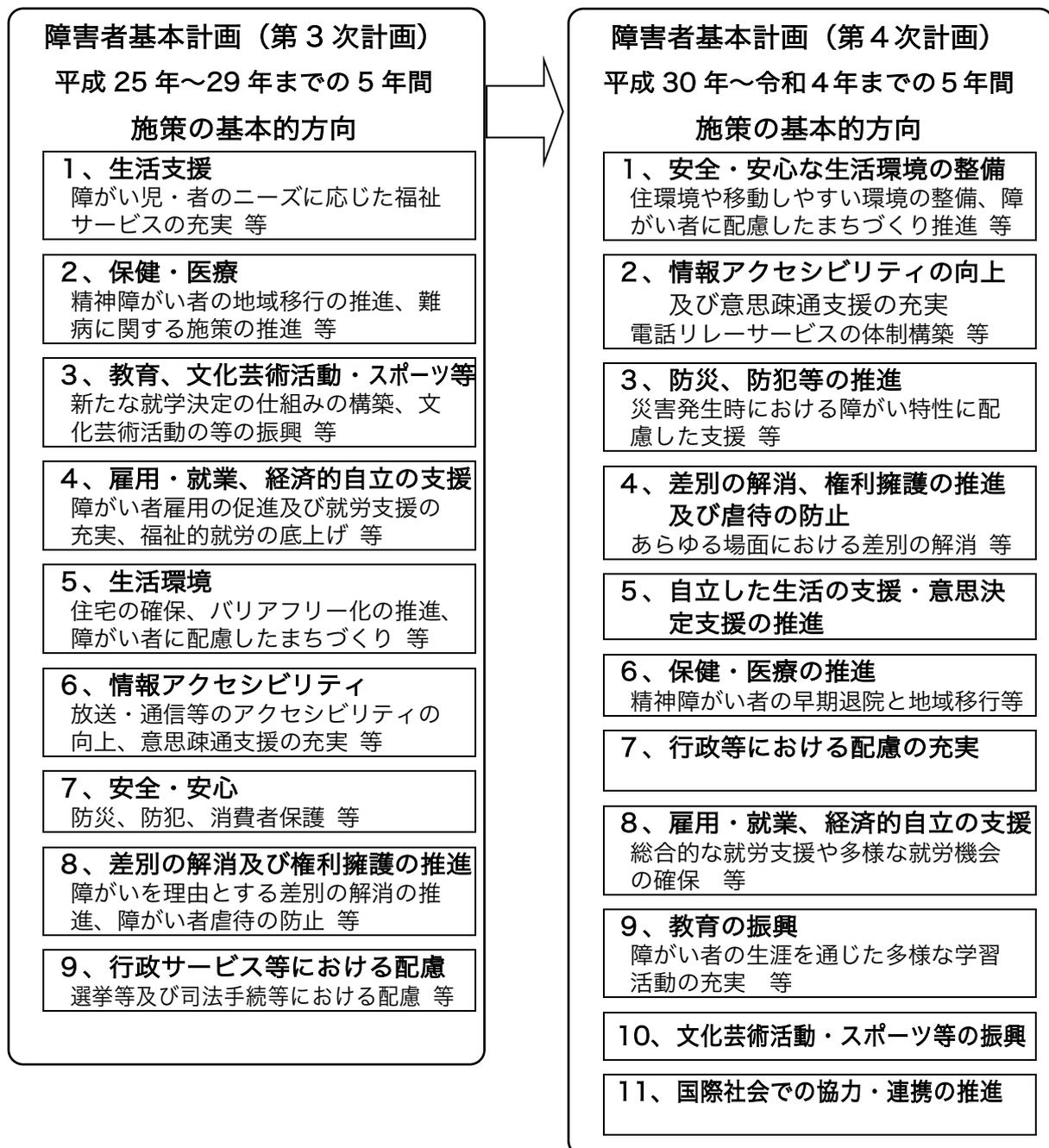
平成30年には、障がい者の地域生活と就労に対する支援の充実や介護保険サービスの円滑な利用の促進のための見直しと、障がい児支援の拡充を図るため、「障害者総合支援法」が一部改正され、施行されています。



## (2) 障害者基本計画の内容の動向

障害者基本計画は政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画です。計画期間：平成25年から29年までの第3次計画の施策の基本的方向は下記に示す内容でした。都道府県・市町村の障がい者基本計画はこの国の計画に基づき策定されています。御船町の第2期障がい者計画もこの第3次計画に準じて策定されました。

第3次計画の計画期間が終了して、新たに計画期間：平成30年から令和4年までの障害者基本計画（第4次計画）が策定され、障がい者差別の解消に向けた取り組みを着実に推進する等の目標を掲げています。御船町の第3期障がい者計画の策定においてもこれらの施策の分野を考慮する必要があります。



## 2. 御船町における障がい者福祉の課題

御船町における障がい者福祉の課題について、障がい者の状況、アンケート結果、ヒアリング結果より取りまとめます。

### (1) 障がい者の状況による課題

	状況と課題
障がい者数の推移	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者数は精神障がい者数では微増ですが、身体障がい者と知的障がい者においては増加しています。（障がい者数全体：平成28年851人から令和2年1066人、25%増）</li> <li>御船町の人口が減少しているために、障がい者の総人口に占める割合が増加しています。（人口比率：平成28年4.9%～令和2年6.3%、1.4ポイント上昇）</li> </ul>
障がい者の年齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者の高齢者の占める割合が78%と大きく、高齢化が進んでいます。</li> <li>精神障がい者においては高齢化率28%、知的障がい者においては高齢化率9%ですが、今後高齢化が懸念されます。</li> </ul>
地区別障がい者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区人口の少ない水越地区、七滝地区、上野地区、田代東部、田代西部地区で障がい者の地区人口に占める割合が高くなっています。</li> </ul>

### (2) アンケート結果にみる障がい者の状況とニーズ

#### 1) アンケート項目ごとの課題を以下に示します

	状況とニーズ
日常生活の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事、排泄、入浴、着替え、屋内の移動については身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者において自分でできる割合が高いが、障がい児においては支援を要します。</li> <li>炊事、洗濯、掃除等の家事については各障がい者に支援が必要です。</li> <li>金銭管理、会話・意思伝達では知的障がい者、障がい児において支援が必要です。</li> </ul>
主な介護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者においては配偶者の割合が、知的障がい者、精神障がい者、障がい児においては父母の割合が高くなっています。障がい児においては常に見守りが必要で介護者の負担が大きいことが推測されます。</li> </ul>

	状況とニーズ
住まいの困りごと	・特に困っていないが各障がい者において半数となっていますが、階段の段差、浴室トイレの設備が不便等、住宅整備のニーズがあります。
将来の不安や心配	・身の回りの世話をする人、生活のためのお金、高齢になったときの健康・体力が不安の割合が高く、高齢化の進行で健康づくりはますます課題となります。
相談者	・相談相手は家族・親族が最も多いのですが、施設・事業所のスタッフや障がい者の相談員、病院のスタッフ、役場や社会福祉協議会も多くなっています。
昼間の主に活動している場所	・自分の家で過ごす割合が多く、自宅以外で活動の場づくりが課題です。
外出状況	・ほぼ毎日外出が半数で、障がい児は86%にもなっていて、外出の頻度は高いと言えます。ほとんど出かけない人が10%程です。
移動手段	・公共交通の利用が少なく、自家用車が主体となっています。
外出の困りごと	・困ることがないという回答が半数ですが、バスが利用しにくいこと、障がい者用の駐車場や身障者用トイレが少ないこと、コミュニケーションが取れないこと、歩道の整備が十分ではないなどの課題があります。
外出しない理由	・移動手段がないことの課題や、体力がないといった健康づくりの課題、友達がいなかったり興味を引かれるものがない、何をしたら良いかわからない等の障がい者の生きがいづくりの課題があります。
近所との付き合い	・挨拶をする程度、世間話をする割合が多いが、障がい児においては26%が親身な付き合いをしています。
近所との関わりでの困りごと	・困りごとはないが過半ですが、人の目が気になる、障がいに対する理解がないことも2割程度見られます。
仕事について	・障がい者で仕事をしている割合は4割から5割程度です。 ・就労の形態では、正規職員が3割ほど、パート・アルバイトが25%ほど、就労系事業所が3割から4割ほどです。 ・働くために必要な環境としては、健康状態や個人の状況にあわせた働き方ができることや職場の人が障がいに理解があることが必要とされています。

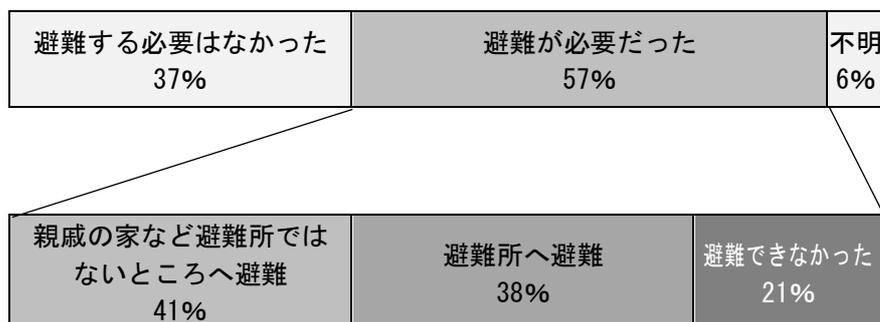
	状況とニーズ
熊本地震時の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の必要性の有無で見ると、避難が必要だった障がい者の割合は約6割に及びました。</li> <li>・避難が必要だった障がい者のうち約4割は避難所へ避難し、そのうちの3割は障がいのために困り事があったと回答。また、避難所にいられず車中泊する人や避難所を出て行かれる人もいました。</li> <li>・避難が必要だった障がい者のうち、2割は避難自体ができなかったり、避難所での不便を感じて避難せずに被災した家屋に留まらざるを得なかったようです。</li> <li>・避難が必要だった障がい者に避難所での配慮が不足していたり、避難できなかった障がい者への支援が行き届いていない意見も結果として出ています。</li> </ul>

熊本地震時の避難状況（避難の必要性の有無で集計比較）

		全体	避難する必要はなかった	避難が必要だった	不明
全体	回答率	100%	37%	57%	6%
	回答数	411	154	234	23

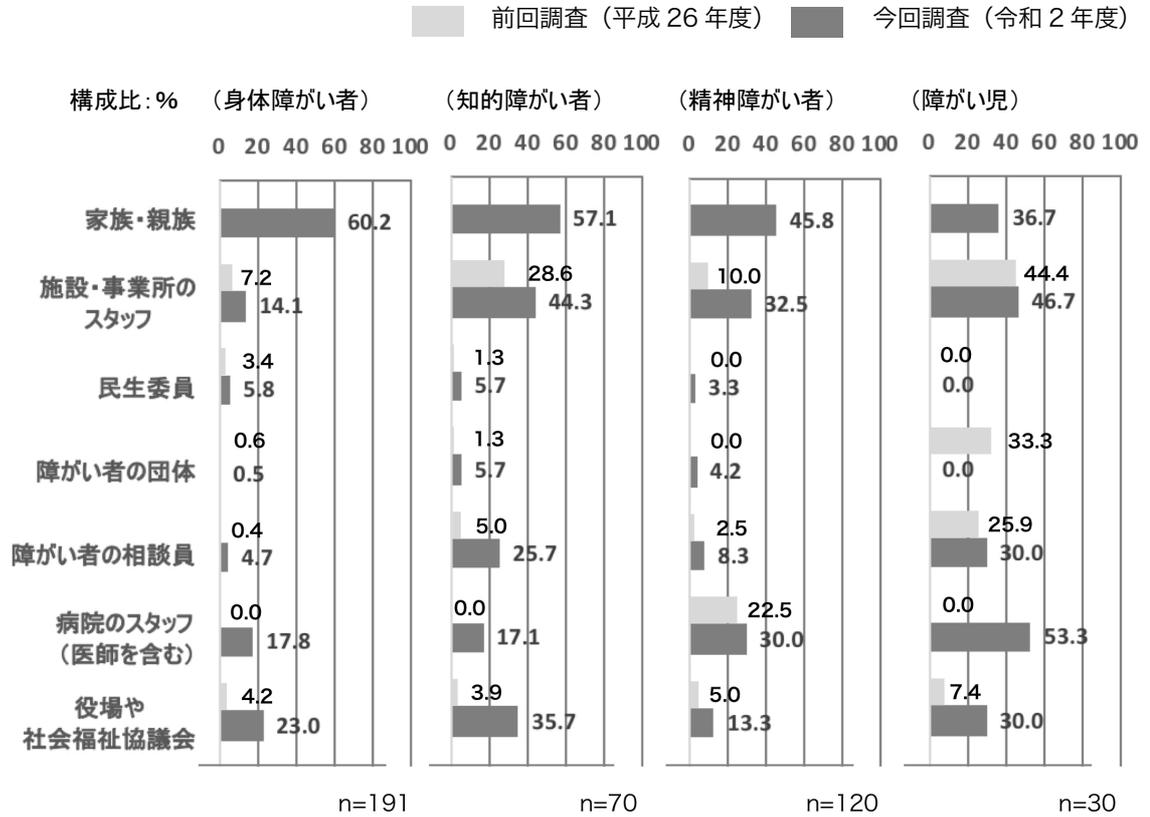
避難が必要だった障がい者の行動

		全体	親戚の家など避難所でないところへ避難した	避難所に避難した	避難をしたかったが、しなかった（できなかった）
全体	回答率	100%	41%	38%	21%
	回答数	234	97	88	49

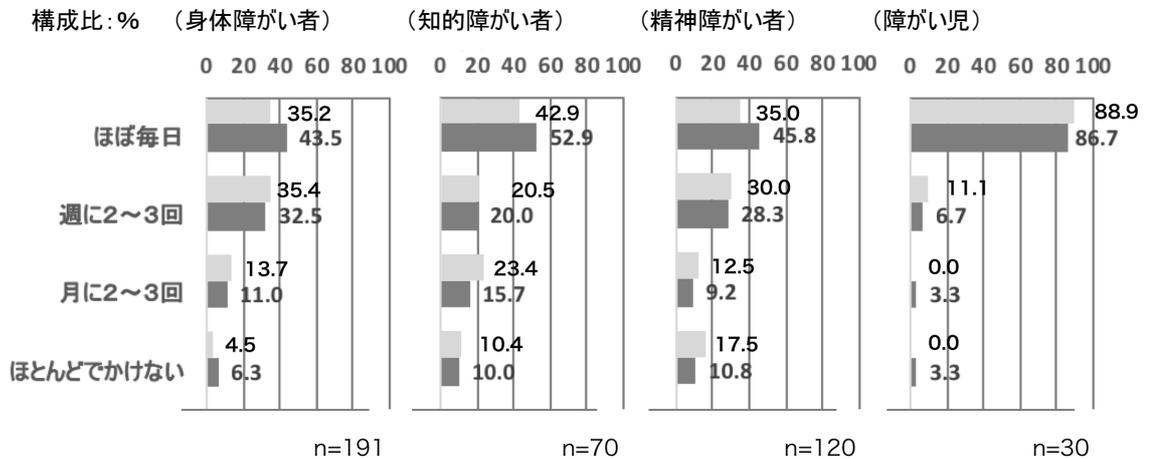


2) 第2期障がい者計画策定時アンケート調査（6年前）との比較を以下に示します。

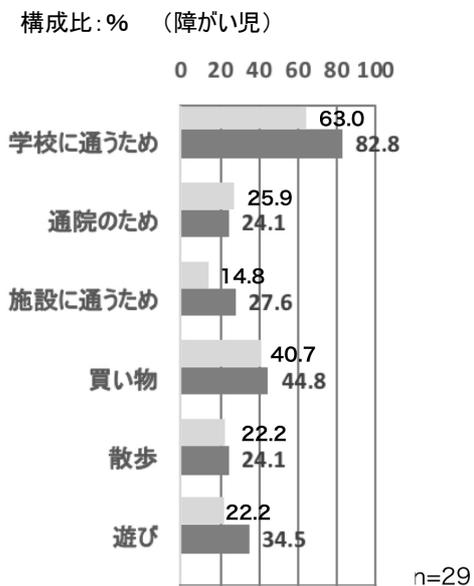
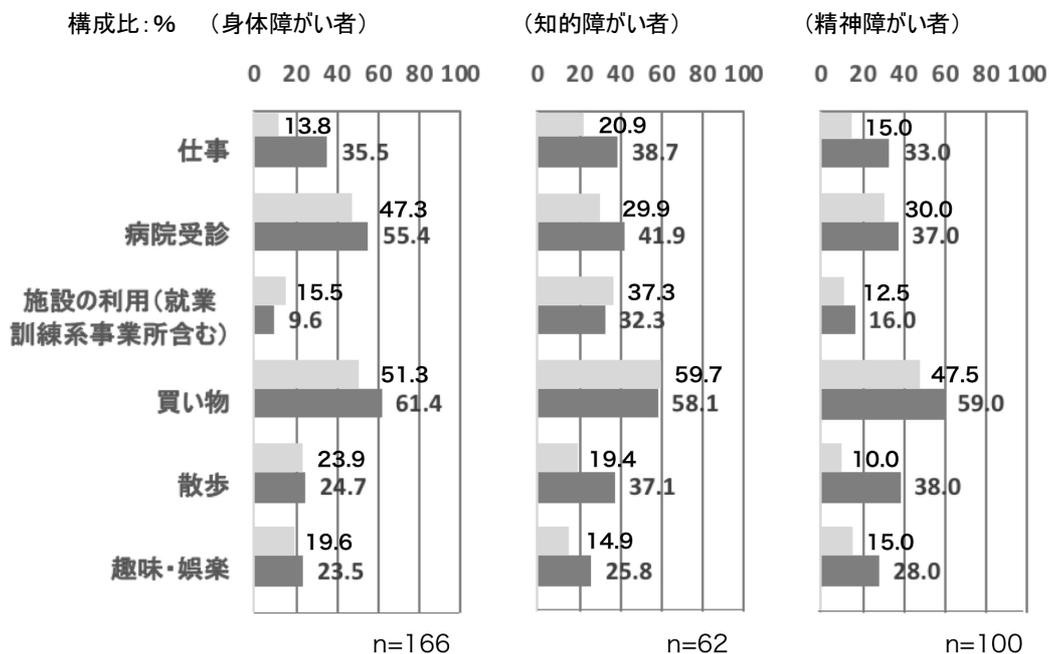
比較1	
悩みごと、困りごとの相談者についての比較	・相談相手は施設・事業所のスタッフや民生委員、障がい者団体、相談員、病院、役場や社会福祉協議会の割合が増えています。支援体制の充実がうかがわれます。



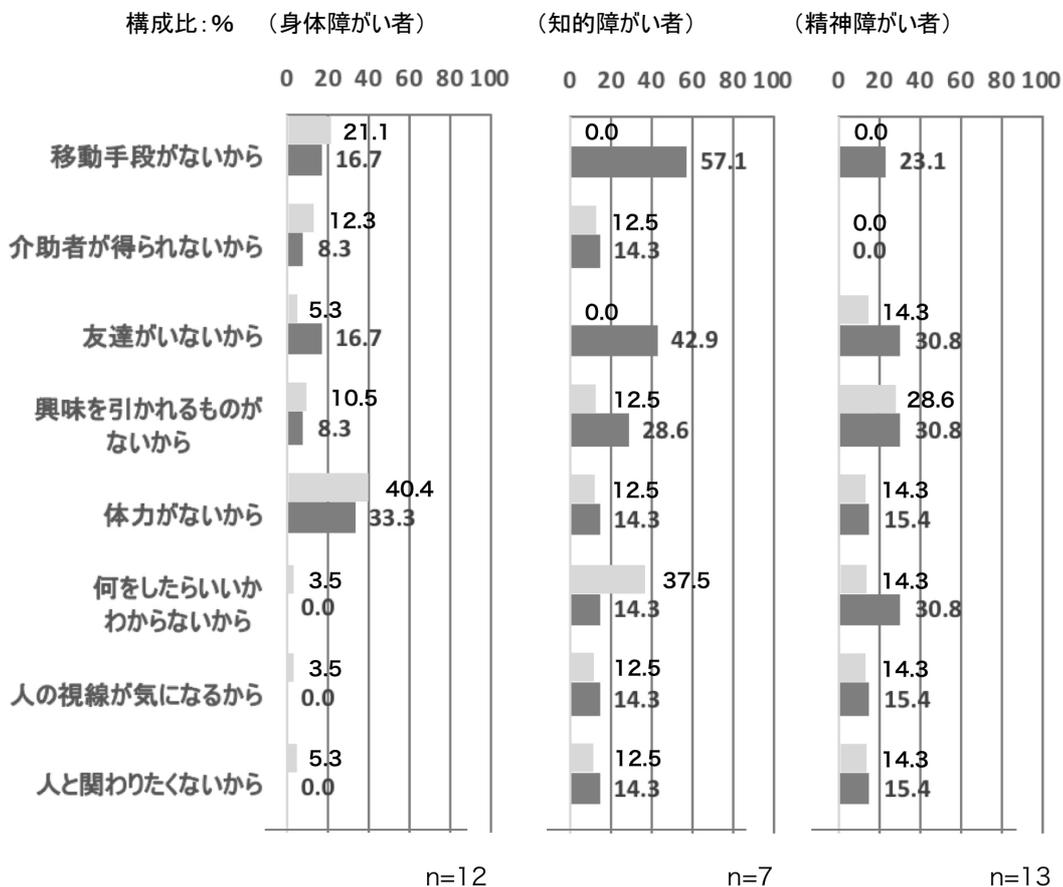
比較2	
外出状況についての比較	・外出の頻度が上がっています。



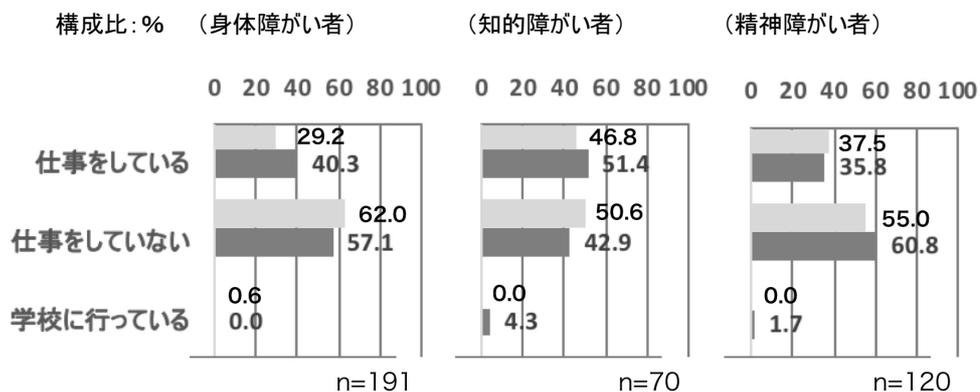
比較3	
外出目的についての比較	・ 仕事や通学、日常生活での外出が増えています。



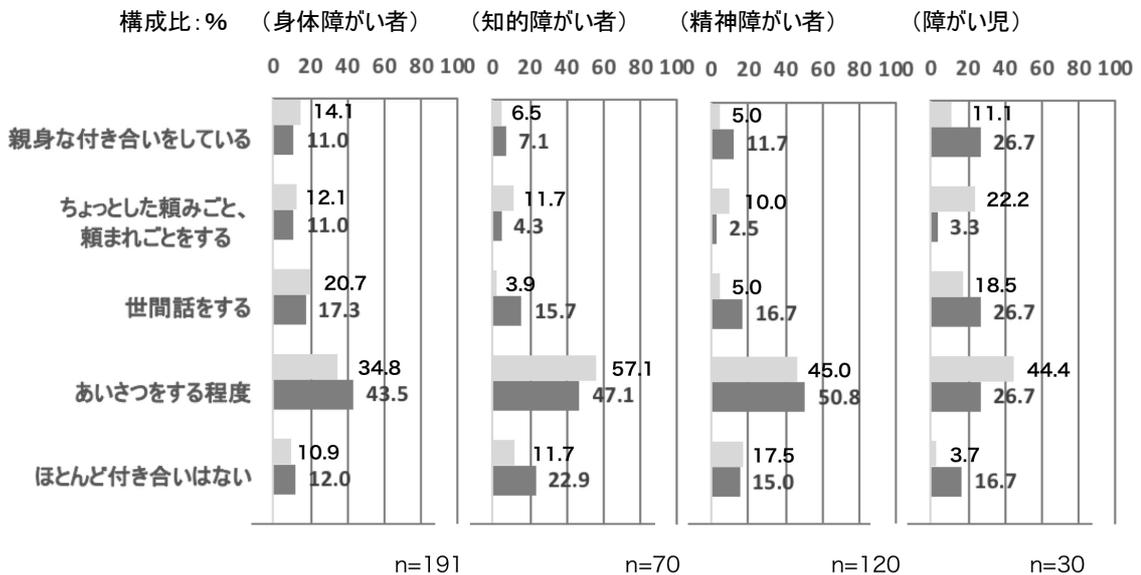
比較4	
ほとんど外出しない人の外出しない理由についての比較	・移動手段や友達がいなかった割合が大きくなっています。



比較5	
就労の状況についての比較	・仕事をしている割合が増えています。



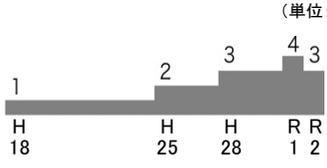
比較6	
近所とのつきあいについての比較	・親身な付き合いや、世間話をする割合が増えています。地域との交流が増していることが窺われます。

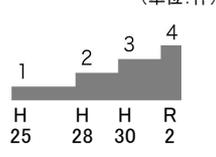
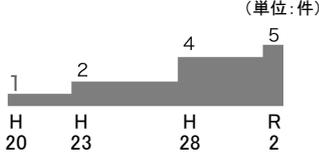


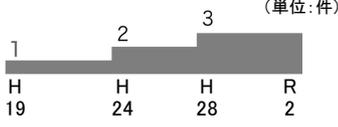
### (3) ヒアリング結果にみる事業所・団体の状況と課題

障がい者福祉事業ごとの課題を以下に述べます。

事業名	状況と課題
<p>就労継続支援 A 型 事業所数の推移 ・事業所数は増加傾向から横ばい</p> <p>1 2 3 (単位:件) H H H R 25 26 28 2</p>	<p>[事業所の意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者確保したい。</li> <li>・障がい者の情報がない。</li> <li>・町のホームページで事業所の紹介を希望。</li> <li>・コロナで仕事が激減。仕事の確保が難しい。公園の清掃、草取りなどの仕事を優先的に受けられないか。シルバー人材センターと競合。</li> <li>・障がい者の就労に理解のある企業がまだ少ない。</li> <li>・行政からも受け入れ企業を紹介してほしい。</li> <li>・障がい者の雇用は優遇措置もあり企業に対しても周知することで、受け入れ企業が増えることを期待する。</li> </ul> <p>[意見のまとめ]</p> <p>コロナの影響を受け、仕事の調達に課題のある事業所もありますが、利用者の状況で仕事の調達を調整している事業所もあります。仕事の調達に課題のある事業所には優先調達などの仕事の確保のための支援が必要です。</p>

事業名	状況と課題															
<p>就労継続支援 B 型</p> <p>事業所数の推移</p> <p>・事業所数は増加傾向にあったが横ばい</p>  <p>(単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="279 380 606 548"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>H</td> <td>H</td> <td>R</td> <td>R</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>25</td> <td>28</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </table>	1	2	3	4	3	H	H	H	R	R	18	25	28	1	2	<p>[事業所の意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本地震で被害を受け、就労継続支援 B 型の継続が困難となり廃止。</li> <li>・一般就労促進のためには、障がいを理解することが大切。いろんなはたらき方を受け入れてもらえると障がい者も社会の中で働きやすくなる。</li> <li>・熊本地震、コロナで売り上げも減少。それに伴い利用者の報酬も減少。</li> <li>・利用者数の確保。</li> <li>・工賃アップが課題。</li> </ul> <p>[意見のまとめ]</p> <p>熊本地震やコロナの影響で製品の販売量が減ったり、活動が停滞気味となっています。</p>
1	2	3	4	3												
H	H	H	R	R												
18	25	28	1	2												
<p>生活介護</p> <p>事業所数の推移</p> <p>・事業所数は微増</p>  <p>(単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="215 1030 606 1153"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>H</td> <td>R</td> </tr> <tr> <td>54</td> <td>18</td> <td>2</td> </tr> </table>	1	2	3	S	H	R	54	18	2	<p>[事業所の意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・求人を出しても応募が無いため職員数が足りない。</li> <li>・コロナウイルスが蔓延、施設内感染心配。</li> <li>・年齢幅のある利用者、個人個人に対応した活動内容に人員が必要。</li> <li>・利用者増も職員数とのバランスが経営的にも必要。</li> </ul> <p>[意見のまとめ]</p> <p>人員不足、職員の確保は依然として重要課題です。</p>						
1	2	3														
S	H	R														
54	18	2														
<p>施設入所</p> <p>事業所数の推移</p> <p>・1 事業所</p>  <p>(単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="215 1489 606 1590"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>R</td> </tr> <tr> <td>54</td> <td>2</td> </tr> </table>	1	2	S	R	54	2	<p>[事業所の意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が足りない。年齢幅のある利用者、個人個人に対応した活動内容に人員が必要。</li> </ul>									
1	2															
S	R															
54	2															
<p>共同生活援助</p> <p>事業所数の推移</p> <p>・グループホーム開設の意向は多い</p>  <p>(単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="422 1758 606 1881"> <tr> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>R</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>2</td> </tr> </table>	3	4	H	R	25	2	<p>[事業所の意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームは利用者の高齢化や重度化に対応が必要。</li> <li>・高齢者でグループホームの利用が出来ることが望ましい。</li> <li>・グループホームがもっと手軽に空家等を活用して造れると良い。</li> </ul> <p>[意見のまとめ]</p> <p>高齢化や重度化に対応したグループホームの整備が必要とされています。</p>									
3	4															
H	R															
25	2															

事業名	状況と課題
<p>地域活動支援センター 事業所数の推移 ・1事業所</p> <p>(単位:件)</p> 	<p>[事業所の意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業室が北側で暗い、建物も老朽化。</li> <li>・常勤職員がおらず、情報の共有、指示の通達が難しいときがある。</li> <li>・工賃が安い。</li> </ul> <p>[意見のまとめ]</p> <p>製品の開発と販路拡大、施設の運営が課題です。</p>
<p>地域療育センター 事業所数の推移 ・1事業所</p> <p>(単位:件)</p> 	<p>[事業所の意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療育事業所への支援が増えている。全体研修の他、事業所訪問研修、児童発達支援センター見学研修、スタッフの意見交換会等を実施した。</li> <li>・業務量増のため、相談員を増やした。</li> </ul>
<p>相談事業 事業所数の推移 ・事業所数は増加傾向</p> <p>(単位:件)</p> 	<p>[事業所の意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援を充実させたいが、職員が不足。</li> <li>・現在以上の対応は難しい。</li> <li>・相談件数が増加、職員の負担が大きい。</li> <li>・今後、相談件数の増加が見込まれる。</li> </ul> <p>[意見のまとめ]</p> <p>相談件数が増加するなかで、職員の負担が増し、職員数も不足しています。</p>
<p>放課後等デイサービス 事業所数の推移 ・事業所数は増加傾向で、次年度からの新規開設や定員増の意向も多い。</p> <p>(単位:件)</p> 	<p>[事業所の意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がいの啓蒙活動を進めたい。</li> <li>・早期発見、早期療育をすることが重要。</li> <li>・発達障がいの正しい理解のために、さまざまな情報を発信が必要。</li> <li>・発達障がいの方を支援するセミナーやワークショップも開催したい。</li> <li>・将来就業するときに必要なスキルがあるのであれば、それができるように療育をしたい。</li> <li>・就労の場、就労支援 A 型、B 型などの施設を療育のために見学したい。</li> <li>・利用者の増加が考えられる。</li> <li>・大人になっても楽しみが持てるように、趣味が作れるように、多くの経験ができるようにしたい。</li> </ul> <p>[意見のまとめ]</p> <p>保護者や教育関係者、地域に向けた発達障がいの周知が必要です。児童発達支援、放課後等デイサービスを利用したい方が増えています。将来の就労に向けた療育のために就労支援事業所など就労の場との連携が必要です。</p>

事業名	状況と課題										
<p>居宅介護 事業所数の推移</p> <p>・事業所数は増加傾向だが利用者数は横ばい</p>  <table border="1" data-bbox="300 421 638 548"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>事業所数 (件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	年次	事業所数 (件)	H19	19	H20	24	H21	28	R2	2	<p>[事業所の意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスを必要としている人がいることを、その地域の人に伝えて、知っていてほしい。トラブルに関わるときがある。</li> <li>・同行援護の時間が長くなると運営的に厳しくなる。</li> <li>・高齢化、免許証返納などで移動難民が増えてくる。</li> <li>・福祉有償運送やガソリン券で近所の人を送るとか、障がい者の外出、移動について町民みんな考えてほしい。</li> </ul> <p>[意見のまとめ]</p> <p>地域における障がい者の生活への理解や、高齢化に伴う障がい者の移動が課題です。</p>
年次	事業所数 (件)										
H19	19										
H20	24										
H21	28										
R2	2										

障がい福祉団体の課題を以下に示します。

団体名	状況と課題
御船町身体障害者福祉協会	<p>[団体の意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員増が一番の課題。個人情報守秘義務で情報がなく勧誘が困難。</li> <li>・会員が高齢化し、会の活動に支障がでている。</li> <li>・協会の役割・目標を明確にし、活動補助費を有効に活用したい。障がい者が集まり一緒に楽しめることや、介護する家族への支援などを行っていききたい。</li> </ul>
上益城地域難病友の会 ゆうじん喜びの会	<p>[団体の意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・難病患者が障がい福祉サービス利用の対象となったが、受けられるサービスが限定される。難病患者がどのような支援が受けられるかが分かると安心できる。</li> <li>・会の存在が知られていない。会員の拡大が課題だが、難病者の把握が難しく情報が得られない状況。</li> </ul>
御船町知的障がい者福祉会 かっぱの会	<p>[団体の意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員の確保が課題。</li> <li>・会員確保のために広報が大事。</li> <li>・行政から制度等の情報が伝わってこない。</li> </ul>
<p>会員の確保は各団体共通の課題です。会の存在のPR、会の役割や目的の明確化等、有意義な活動の展開が課題です。</p>	

熊本地震での状況、防災に関する意見を以下に示します。

熊本地震での状況、防災に関する意見	
福祉施設事業所・病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設が被災し、他施設への避難を余儀なくされた。対応の職員の負担が大きかった。</li> <li>地域の避難に施設などを開放した。</li> <li>地域の避難に食料の提供や炊き出しなどの支援を行った。</li> <li>浄水を作る機械や発電機などを購入して災害に備えていた。また、食料品などの備蓄を行っていた。</li> <li>施設利用者以外の障がい者の避難がなかった。障がい者福祉施設ならではの災害時の被災障がい者支援が出来ると考える。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>浄水装置→</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>発電機→</p> </div> </div>
障がい児福祉施設事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の短期休業。危険地区では休業要請もあった。</li> <li>施設利用者の安否確認などを行った。職員の被災もあった。</li> <li>避難所では無理と判断し避難所に行かず車中泊する方や避難所で食事提供に並ぶことが出来ないなどの状況を聞いた。</li> <li>被災者の相談を受けた。心のケアの相談もあった。被災はトラウマになるので精神医の支援も必要。</li> <li>被災利用者の施設利用、入浴、食事の提供を行った。利用者のあずかりで、保護者が被災家屋の片付けなどが出来た。</li> <li>災害時の障がい者の状況の情報共有が必要。</li> <li>災害時派遣医療チーム（ディーマット）のように福祉の分野でも専門家が災害時に駆けつけ支援する体制が必要ではないか。</li> <li>防災訓練においても合理的配慮（大きな声に敏感な子に対応など）が必要。</li> </ul>
就労支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>休業数週間。利用者は自宅待機等の状況。危険地区では休業要請もあった。</li> <li>利用者の安否確認。未だに仮設団地に住む利用者もいる。</li> </ul>
介護事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の安否確認。</li> <li>利用者への薬の届け。</li> <li>避難所での介護サービスの実施。</li> </ul>
団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所ではトイレが頻繁に必要なになったり、病気の症状が悪化したりする。薬の確保が重要。</li> <li>被災障がい者の行動、状況の把握と情報共有が必要。</li> <li>福祉避難所が必要。</li> </ul>

## (4) 課題と方策のまとめ

近年の施策の動向やアンケート調査、事業所等ヒアリングからの課題とその課題に対する方策を以下の内容別にまとめました。

	施策の動向要点	障がい者の状況とアンケート調査からの課題要点
障がいの理解に係る内容	障害者差別解消法の施行 (差別の禁止の具体化) ・不利益取り扱いの禁止 ・社会的障壁の除去のための合理的な配慮	・地域住民や家族の障がい者への理解と配慮は、日常的に、非日常的に更に必要。
生活支援に係る内容	障害者総合支援法の施行、改正 ・障がい者の範囲に難病等 ・障がい支援区分創設 ・重度訪問介護の対象拡大 ・グループホームへの一元化 ・地域移行支援の対象拡大 ・地域生活支援事業の追加 ・地域生活支援拠点の整備 ・障がい児福祉サービスの充実	・日常生活、家事など支援が必要。 ・相談支援体勢の充実がうかがえますが、経済や高齢での健康維持が課題。 ・主な介護者の親や配偶者の負担減が必要。 ・住まいのバリアフリー化へのニーズ。
交流・生きがいに係る内容	障害者虐待防止法の施行 ・障がい者虐待の防止、障がい者の擁護者に対する支援	・外出は増えていますが、更に頻度を上げるには友人づくりや生きがいづくりが課題。 ・外出を促す移動手段が乏しいことが課題。 ・更なる近所付き合いの向上。 ・町なかのバリアフリー化へのニーズ。
就労に係る内容	障害者優先調達推進法施行 ・公共機関において障がい者就労施設からの物品調達の推進  障害者雇用促進法一部改正 ・中小企業における障がい者雇用の推進	・就労の割合は増加していますが、就労が課題。 ・障がい者の健康状態や状況に合わせた職場環境が必要。 ・職場の障がい者への理解が必要。
地域での支援に係る内容		・熊本地震で多くの障がい者が避難を余儀なくされました。 ・避難所での障がい者への合理的配慮が必要。 ・避難出来なかった障がい者への支援が必要。

右ページへ続く



ヒアリング調査からの課題要点	障がい者の状況とアンケート調査からの課題要点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がいへの理解のための情報発信、啓発活動が必要。</li> <li>・事業所の人材育成が必要。</li> </ul>	<p>課題 1 障がいへの理解 話すこと ふれあうこと 理解に繋がる 学校で、職場で、 地域で</p> <p>方策 1：理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町全体で啓発</li> <li>・広報誌</li> <li>・講演会</li> <li>・障がいに係る情報の発信</li> <li>・難病について啓発</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護、入所施設での職員不足が課題。</li> <li>・相談件数の増加、相談員の人員不足が課題。</li> <li>・放課後等デイサービス等障がい児福祉サービスの利用が増加。</li> <li>・地域生活移行、グループホームの整備、高齢化・重度化への対応。</li> </ul>	<p>課題 2 地域での暮らし 生活支援 近所のお世話 家族への支援</p> <p>方策 2：生活支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援の充実 (地域生活支援拠点)</li> <li>・障がい児支援、難病 疾患者支援の充実</li> <li>・相談支援の充実</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者団体の会員の高齢化、活動維持と会員増が課題。</li> <li>・障がい者の情報がないこと。</li> <li>・障がい者団体の新たな役割。</li> <li>・福祉有償運送等障がい者の移動手段の確保が課題。</li> </ul>	<p>課題 3 地域とふれあい 参加 なかまづくり 生きがいづくり 外出支援 バリアフリー</p> <p>方策 3：交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流、生きがい活動 の充実</li> <li>・移動交通への支援の 充実</li> <li>・環境整備、バリアフ リーの推進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援施設での利用者の確保</li> <li>・仕事の調達、調整が課題。</li> <li>・製品の販路確保、拡大、経営の安定化が課題。</li> <li>・自分にあった、個性を活かした仕事、自分のペースでの作業。</li> </ul>	<p>課題 4 個性を生かし た仕事 個性にあった 雇用促進 作品の発表の場 販売の場</p> <p>方策 4：働く場の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政、企業等による 障がい者優先調達</li> <li>・事業所紹介</li> <li>・販売促進支援</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所での障がい者への配慮 (トイレ、薬の確保、心のケア、 相談等)が必要。</li> <li>・被災障がい者の状況把握と情報 共有が必要。</li> <li>・福祉施設における防災器具の備 え、施設の被災者利用、福祉避難 所が必要。</li> </ul>	<p>課題 5 地域での支え 災害時の地域で の支援 日頃から地域で の顔なじみ</p> <p>方策 5：地域での支援体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小地域での災害時障 がい者支援体制づくり</li> <li>・福祉関係施設・団体 による災害時支援</li> <li>・福祉避難所設置推進</li> </ul>

### 3. 計画の取り組み方針

課題のまとめから、障がい者基本計画における施策の大きな取り組みを以下の5つの方針で進めます。御船町全体では(1)～(4)についての方針を推進し、地域においては(5)の障がい者の支援体制づくりを推進します。

#### (1) 理解の促進

より一層の障がいに係る啓発・情報発進を町全体と地域において推進します。地域における障がい者の支援体制づくりの中で、障がい者と地域住民の方との会話やふれあいが生じお互いの理解に繋がることが期待されます。また、「障害者差別解消法」における合理的な配慮に取り組めます。

#### (2) 生活支援の充実

障がい者の状況による課題やアンケート結果にみる障がい者の状況とニーズ、ヒアリング結果にみる事業所・団体の状況と課題に対応した障がい福祉サービスの充実を図ります。また、障がい者の地域における生活支援について「地域生活支援拠点」（障がい者の地域移行相談／体験の機会／緊急時の受け入れ等）の整備等により充実を図ります。また、防災・防犯の面からも障がい者への支援を図ります。さらに、「障害者虐待防止法」における障がい者虐待の防止等に努めます。

#### (3) 交流の促進

障がい者の生きがいづくり、地域との交流の促進を図ります。また、施設や屋外空間のバリアフリーの環境整備や、より利用しやすい交通整備を進めることで、障がい者の積極的な社会参加を図ります。

#### (4) 働く場の充実

個性を生かした多様な就労の支援を行います。「障害者優先調達推進法」に則り、公共の物品の調達を福祉事業所に発注することで事業所の活動を支援します。

#### (5) 地域での支援体制づくり

防災施策の進展、地域での支援体制づくりの必要性から、障がい者が住む最も身近な地域である行政区において住民主体での障がい者を支える体制づくりを推進します。



## 1 - 3章 施策の体系

1. 施策の体系
2. 各施策の内容

## 1-3章 施策の体系

## 1. 施策の体系

## (1) 計画が目指すまちの将来像

「誰もが自分らしく輝き、  
誰もが安心して暮らせる つながりの町 御船」

第5期御船町総合計画に基づいた第2期障がい者基本計画が目指すまちの将来像は「誰もが自分らしく輝き、誰もが安心して暮らせる 交流の町 御船」でした。熊本地震後に策定された第6期御船町総合計画では、震災からの復興を掲げ、災害に強いまちづくりのためにも地域コミュニティの再生、住民のつながりが必要とされています。その方針を踏まえ、障がい者基本計画の目指す町の将来像として、前期の将来像「交流の町」の部分で「つながりの町」に置き換え上記のように定めます。

第6期御船町総合計画の概要		
将来像	<p>「みんながわくわくする御船町」</p> <p>重点課題 1 被災者の生活再建～たちあがる～</p> <p>2 地域コミュニティの再生～つながる～</p> <p>3 災害に強いまちづくり～そなえる～</p> <p>4 産業の発展～さかえる～</p>	
5つの基本目標	<p>5つの基本目標</p> <p>1 住み続けたい御船町</p> <p>2 人を育む御船町</p> <p>3 活力のある御船町</p> <p>4 人が集う御船町</p> <p>5 総合計画の適正な推進</p>	<p>2-1 健康づくり</p> <p>2-2 地域福祉の充実</p> <p>2-3 子育て支援</p> <p>2-4 学校教育体制</p> <p>2-5 人材育成</p>
基本目標2-2 「地域福祉の充実」	<p>目的 ①介護予防、生活支援の充実</p> <p>②障がい者の社会参加の促進</p> <p>③DV対策、その他の福祉</p> <p>施策の方向「②障がい者の社会参加の促進」</p> <p>○障がい者等の社会参加の促進や家族の負担軽減を目的とした障害福祉サービスの提供体制や相談支援体制の充実</p> <p>○障がい者等の就労機会の確保や社会参加の支援</p> <p>○災害時にも要支援者等への適切な対応ができるように日頃から地域での連携を推進</p>	

## 2) 計画の基本目標と施策の区分

第6期御船町総合計画における、基本目標2-2「地域福祉の充実」の目的②「障がい者の社会参加の促進」の施策の方向を本計画の基本目標とし、総合計画との調和を図ります。また、この基本目標を達成するため、5つの計画の取り組み方針を施策の区分とし、第2期御船町障がい者基本計画の各施策を継承し、難病についての啓発や障がい児福祉サービスの充実等を進展させ、更なる障がい福祉サービスの充実を展開します。

3つの 基本目標	5つの 施策区分	施策の内容
目標その1 障がい福祉サービス と相談支援の充実	(1) 理解の促進	①広報・啓発の推進 ②難病についての啓発 ③福祉教育の推進 ④差別の解消と合理的配慮の推進 ⑤権利擁護の推進
目標その2 就労機会の確保と社 会参加の支援	(2) 生活支援の 充実	①情報提供・相談支援の充実 ②障がい福祉サービスの充実 ③障がい児福祉サービスの充実 ④家族支援の充実 ⑤保険・医療の充実 ⑥難病対策の充実 ⑦教育・育成環境の整備 ⑧安全・安心の推進 ⑨行政サービス等における配慮
目標その3 災害時にも適切な対 応ができるように日 頃から地域での連携 を推進	(3) 交流の促進	①社会参加の促進 ②公共の場の環境整備の推進
	(4) 働く場の充実	①就労支援の推進 ②福祉施設調達による発注 ③福祉施設販路拡大への支援 ④就労に向けた連携
	(5) 地域での支援 体制づくり [障がい者の防災・ 地域福祉の充実]	①災害時支援体制づくり ②社会福祉協議会事業との連携

## 2. 各施策の内容

計画が目指すまちの将来像、計画の基本目標を踏まえ、本町において推進する具体的な施策・事業の内容を施策の区分ごとに示します。

なお、障がい福祉サービス・地域生活支援事業の見込み量については本計画書第2部「第6期御船町障がい福祉計画」及び第3部「第2期御船町障がい児福祉計画」に定めます。

### (1) 理解の促進

誰もが暮らしやすい地域をつかっていくためには、障がいについて正しい知識を広め、障がいに対する理解を深め、発達障がいや高次脳機能障がい、難病等についても一層の理解を深めていくことが重要です。また、人々が障がい者に寄り添う気持ちも必要です。そのため、様々な機会における広報・啓発の推進、学校における福祉教育の推進、差別の解消と合理的配慮の推進、権利擁護の推進等を行っていきます。

### ○「理解の促進」の施策の内容

施策の内容	具体的内容	
①広報・啓発の推進	町広報誌等による 広報・啓発の推進	地域の人々の障がいのある人への正しい理解と認識を深めるために、障がい特性の理解や、障がいのある人の立場に立った適切な対応の仕方等の広報の内容を、パンフレットの設置やホームページ等で情報発信し、効果的な広報・啓発を推進します。
	「障がい者週間」等 を通じた活動の推進	12月3日～9日の「障がい者週間」において、障がい者団体・地域住民・ボランティア団体等が開催するイベント、福祉まつりなどへの住民の積極的な参加を求めるとともに、関係団体との連携を強化し、活動の推進に努めます。
②難病についての 啓発	広報・啓発の推進と 関係団体との活動 連携	関係団体との連携を強化し、広報・啓発の推進に努めるとともに、活動の連携に努めます。
③福祉教育の推進	ボランティアスク ール等福祉教育の 推進	社会福祉協議会と連携した、小学生対象のボランティアスクールや中・高生対象のワークキャンプ等の福祉教育を実施します。また、特別支援学級や福祉施設との交流会等を実施します。
	職場体験学習等の 推進	中学生の福祉関係施設等への職場体験受け入れ実施や、高校生のインターンシップ等は福祉に関係する官公庁で積極的に受け入れを実施し、生徒たちの障がいのある人に対する理解の促進に努めます。

施策の内容	具体的内容	
前ページの続き	啓発用ビデオソフトの活用	啓発用ビデオソフトを活用し、障がいのある人の特性等に対する理解と認識を深める啓発活動、講演会や研修会の開催に努めます。
④差別の解消と合理的配慮の推進	差別解消法の周知	障がい者差別解消法の施行をうけて、差別禁止の具体化：不利益取り扱いの禁止や社会的障壁の除去のための合理的な配慮等についてパンフレットやホームページ等により周知を図ります。
	虐待防止の強化、虐待防止センターの運営	障害者虐待防止法に則り、障がい者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援に取り組みます。上益城郡で設置している障がい者虐待防止センターにおいて、虐待に関する通報または届け出の受理、保護、相談等を行います。
⑤権利擁護の推進	成年後見制度の周知・普及	成年後見制度の利用促進に関する法律に則り、障がい者の権利擁護を推進していくことを目的に御船町成年後見制度利用促進計画を定め、成年後見制度の利用の促進に努めます。
	日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の普及啓発と利用促進	社会福祉協議会と連携し、地域福祉権利擁護事業を実施します。
	相談体制の充実	障がいのある人の人権・権利擁護を推進するため、社会福祉協議会と連携し、人権擁護委員や行政相談委員、弁護士等を相談員として定期的実施している「心配ごと相談」や「法律相談」、「暮らしの相談窓口」等、障がいの有無にかかわらず相談体制の充実を図ります。

## （２）生活支援の充実

障がいのある人が自立した生活を営むためには、国・地方自治体・地域における様々な支援体制が必要です。「障害者総合支援法」に基づく福祉サービスである、自立支援給付サービスや御船町が担う地域生活支援事業の更なる充実を図ります。

特に、相談支援の充実が望まれており、相談支援の体制である地域自立支援協議会の活動を強化するとともに、相談支援事業を行う事業所の更なる技術の向上や地域における連

携・ネットワークの構築等、より地域に密着した支援体制の整備に取り組みます。

保険・医療や難病対策においては、障がいの原因となる疾病等を予防するために、各種健康診査等による疾病の早期発見、早期治療・療育、医学的リハビリテーションの充実を図ります。

教育・育成環境においては、障がいの種類や程度等に応じた、乳幼児期から一貫した教育や療育を行い、一人ひとりの個性を尊重し、可能性を最大限に伸ばすことができる教育環境の充実を図ります。

また、防災・防犯の体制を地域で構築し、安心・安全なまちづくりを推進します。

### ○「生活支援の充実」の施策の内容

施策の内容	具体的内容	
①情報提供・相談支援の充実	福祉サービスの情報提供の充実	広報みふね（くらしの情報、制度のお知らせ等）での広報や、窓口でのポスター、パンフレットの掲示等を実施します。視覚障がい者へ日常生活用具の給付を実施していきます。
	障がいの特性に配慮した情報提供	熊本県ろう者福祉協会と連携し、手話通訳者派遣の実施や防災無線（文字表示装置）の設置の推進など、障がいの特性に配慮した情報の供給体制の充実に努めます。
	相談支援体制の充実	相談支援事業を、上益城圏域で実施しています。障がい者やその家族等のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。
	地域自立支援協議会（上益城）の活動強化	上益城圏域自立支援協議会において、全体会・担当者会議を行い、困難事例の検証及び研修会を実施していきます。
	町役場における相談体制の充実	担当職員の研修会参加によりスキルアップを図り、関係する複数の課、また、関係機関と連携して問題解決に努めていきます。
	地域における相談体制の充実	社会福祉協議会と連携し、小地域見守りネットワーク事業において、地域における相談体制の充実を図ります。障がい者福祉部会の活動として障がい者施設等の視察を実施。また、民生委員の学習、研修を通してスキルアップを図ります。

施策の内容	具体的内容	
②福祉サービスの充実	自立支援給付サービスの充実	<p>以下の障がい福祉サービスを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問系サービス</li> <li>○日中活動系サービス</li> <li>○居住系サービス</li> <li>○相談支援</li> </ul> <p>※自立支援給付サービス事業詳細については、第2部障がい福祉計画に掲載</p> <p>郡内に提供できるサービス事業所がない場合は相談支援事業所と連携し、サービス提供に努めます。</p>
	地域生活支援事業の充実	<p>御船町の独自の事業として以下の地域生活支援事業に取り組み、障がい者の地域生活を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○理解促進研修・啓発事業</li> <li>○自発的活動支援事業</li> <li>○相談支援事業</li> <li>○成年後見制度利用支援事業</li> <li>○成年後見制度法人後見支援事業</li> <li>○意思疎通支援事業</li> <li>○日常生活用具給付事業</li> <li>○手話奉仕員養成研修事業</li> <li>○移動支援事業</li> <li>○地域活動支援センター事業</li> <li>○日中一時支援事業</li> <li>○訪問入浴サービス事業</li> </ul> <p>※地域生活支援事業詳細については、第2部障がい福祉計画に掲載</p>
	地域生活支援拠点の整備	地域生活支援事業拠点の機能を担う事業所において、緊急時の体制整備を図ります。
	障がい者住宅改造助成制度利用促進	障がい者住宅改造助成事業補助金を活用し、障がい者がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成します。

施策の内容	具体的内容	
③障がい児福祉サービスの充実	障がい児支援の充実	<p>以下の障がい児施設支援と障がい児相談支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童発達支援</li> <li>○医療型児童発達支援</li> <li>○放課後等デイサービス</li> <li>○保育所等訪問支援</li> <li>○障がい児相談支援</li> </ul> <p>※障がい児支援詳細については、第3部障がい児福祉計画に掲載</p> <p>上益城圏域医療的ケア児等支援検討協議会において、医療的ケア児の支援体制の充実、郡内に対応できる事業所の整備について協議を進めます。</p>
④家族支援の充実	福祉サービスによる家族支援の充実	<p>日中一時支援等福祉サービスによる家族の介護の負担の軽減や相談事業による家族の不安の軽減に努めます。</p>
⑤保健・医療の充実	障がいの早期発見・早期治療	<p>母子健康手帳交付時の保健指導、乳幼児健康診査等で障がいに関する知識の普及・障がいの早期発見に努めます。幼児検診後も継続的フォローを行い、障がいの早期発見、支援に努めます。また、上益城地域療育センターに巡回支援専門員事業を委託し、早期発見への支援を行います。発達障がい等についての研修会への参加を関係課、関係機関において進めます。</p>
	疾患の発症予防と早期発見・早期治療	<p>障がいの原因の一因となる脳梗塞や心筋梗塞、がんなどの疾患についての情報提供を行い、住民の健康増進を図ります。また、健康づくり地区推進員や食生活改善推進員と連携して健康に関する関心を高めます。また、住民健康診査を実施し、疾患の早期発見、早期治療を推進します。</p>

施策の内容	具体的内容	
前ページの続き	医療・リハビリテーション体制の整備	ライフステージに応じて一貫した医療やリハビリテーションが継続して受けられる体制整備に努めます。また、重症化を防ぐために定期的な保健指導を実施します。
	こころの健康への支援	こころの悩みを抱える人が必要な支援を受けることができるように、関係機関の取り組みを情報共有し、町広報、町ホームページでの情報発信を実施します。
⑥難病対策の充実	難病等へ福祉サービスの提供	難病患者への福祉サービスの提供を行います。また、上益城地域難病対策地域連絡協議会に参加し、情報共有を図ります。
⑦教育・育成環境の整備	「特別支援教育」の推進	特別支援教育支援員を配置し、特別支援教育の充実をめざして、教育環境の整備を進めます。適切な進路を補償する観点から関係分野との連携を強化し、教育相談の充実に努めます。また特別支援教育に関する研修会等を実施します。
	相談支援事業の充実	乳幼児期から就労期に至るまで、継続したアドバイスができるよう支援します。上益城療育センターと連携し、町内各園の年中・年長クラスにおける巡回訪問を実施します。
	子どもの心の問題への対応	町立小・中学校を巡回する「心の相談委員」の配置や、適応指導教室「陽だまりルーム」の開設等を行います。また、中学校において生徒指導に特化した支援員の配置を行います。
⑧安全・安心の推進	防災・防犯・消費者保護の知識の普及	防災・防犯・消費者保護のために、上益城5町消費生活相談窓口の設置や警察・消防機関との連携を図ります。防災・防犯に関するパンフレットの配布や町広報、ホームページ、防災無線等で情報発信を行います。
	防災・防犯ネットワークの確立	全行政区で自主防災組織の結成や小地域見守りネットワークの取り組みを推進し、普段の見守りと災害時の支援体制構築を図ります。

施策の内容	具体的内容	
前ページの続き	防災時・緊急時の避難誘導対策の実施	災害時避難行動要支援者システムを管理し、対象者の把握や、「要配慮者利用施設に避難確保計画」の策定、各施設での防災訓練等の実施を推進します。
⑨行政サービス等における配慮	選挙等及び司法手続き等における配慮	手話通訳や点字、音声、拡大文字等による選挙等の情報の提供等、行政サービスにおける配慮を行います。

### (3) 交流の促進

障がいのある人の社会参加を促進させる取り組みとして、参加機会の確保を図る必要があります。町主催の講座・イベント（福祉スポーツ大会等）の実施、障がいのある人の社会参加を広げるスポーツ交流、各種障がい者団体の育成を図ります。

#### ○「交流の促進」の施策の内容

施策の内容	具体的内容	
①社会参加の促進	地域・社会活動への参加促進	障がいのある人の地域における社会参加が促進されるよう、福祉団体との連携を図り、活動の支援を行なっていきます。また地域やそれぞれの団体が地域住民の参加を得て実施する行事や催し等については広報やホームページにて周知していきます。
	スポーツ・レクリエーション及び文化活動の促進	各種スポーツ大会や教室の開催等により、スポーツの振興を図ります。同様に、障がいのある人が参加する芸術祭や展覧会等の開催についても振興を図ります。また、障がい者に限定せず町民誰もが参加できる行事等も開催します。
	コミュニケーション支援や移動支援の充実	社会参加を促進するため、手話通訳者の派遣等のコミュニケーション支援事業や移動支援事業及び福祉有償運送の体制を推進します。
②公共の場の環境整備の推進	ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進	だれもが利用しやすい、ユニバーサルデザインの考え方を各種施策・事業において取り入れ、全ての人にやさしいまちづくりを推進します。
	歩行空間の整備の促進	すべての人が安全で快適に利用できる歩行空間を建設課との連携による通学路点検などを通じて整備します。特に、福祉施設、医療施設の周辺において積極的に整備します。

施策の内容	具体的内容	
前ページの続き	建築物の整備	公共性の高い建築物については、だれもが利用し易いよう、バリアフリー化を推進します。併せて、民間の建築物についてもバリアフリー化や車椅子で利用できる店舗などのバリアフリーマップの作成などを働きかけます。
	公園等オープンスペースの整備	健康づくりや交流の場を身近で確保できるよう、バリアフリーのトイレを設置する等、公園の施設・設備の充実を図ります。

#### (4) 働く場の充実

障がいのある人がその適性と能力を発揮して就職し、社会経済活動に参加することは、障がいのある人の社会的自立と生きがいのある生活を送るうえで大変重要です。そのため、一般就労はもとより、福祉的就労も含めたあらゆる機会を通じた職域の拡大や多様な就労の場を確保することに努めます。また、事業所の就労活動を支援するために、公共機関における物品調達への推進や販路拡大への支援に努めます。

#### ○「働く場の充実」の施策の内容

施策の内容	具体的内容	
①就労支援の推進	雇用に関する情報提供・相談体制の充実	就労を希望する人が、求人をはじめとした雇用に関する情報を容易に入手できるよう、公共職業安定所（ハローワーク）等、関係機関との連携を強化し、情報提供・相談体制の充実を図ります。
	企業等の障がい者雇用の促進	障がい者雇用について企業等に対する啓発を行うとともに、障がいのある人を雇用しやすい条件整備を支援します。
	公共機関での雇用促進	町及び教育委員会で障害者活躍推進計画を策定し、障がい者雇用について、法定雇用率を目指すとともに、採用・定着状況ともに障害者である職員の活躍推進のための雇用体制の整備を図ります。
②福祉施設調達による発注	障がい者優先調達推進法に則り、公共機関において障がい者就労施設からの物品調達を目標値を設定し推進します。	
③福祉施設販路拡大への支援	障がい者就労施設の製品の販路拡大の寄与する事業の検討・取り組みを推進します。熊本連携中枢都市圏（健康福祉部門検討部会）の取組において、販売会等を推進します。	

施策の内容	具体的内容
④就労に向けた連携	障がい児の児童発達支援や放課後等デイサービス事業所と就労移行支援、就労継続支援事業所の就労に向けた連携を支援します。

### (5) 地域での支援体制づくり [障がい者の防災・地域福祉の充実] 施策

障がい者が暮らす最も身近な地域において、日常的に、災害時においては特に、住民主体で障がい者を支える体制づくりが必要です。地域にとっても大切な防災活動を障がい者と一緒になって進めることで、顔見知りとなり、障がいへの理解が進むとともに、災害時にはお互いにささえあう関係が築かれると考えられます。

#### ○「地域での支援体制づくり」の施策の内容

施策の内容	具体的内容
①災害時支援体制づくり	<p>「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制整備事業の一環として取り組む災害時支援体制づくりを実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の課題を住民と共有する仕組みづくりを進めます。</li> <li>○地域の課題や支え合いについて話し合う「第2層協議体」や「小地域での座談会」を開催します。</li> <li>○災害時の支援体制づくりとして、災害時避難行動要支援者「個別支援計画」の策定の推進。区長や民生委員、相談支援員等に協力を得ながら、モデル地区を設定し個別支援計画策定を進めていきます。</li> <li>○自主防災組織、町、関係機関連携によるモデル地区での防災訓練を実施します。</li> <li>○福祉避難所（二次避難所）の設置を推進します。二次避難所として協定締結福祉避難所設置を推進します。また地域の障がい当事者団体、福祉サービス事業所、福祉の専門家等が集まり、災害時に相談支援等を行います。</li> </ul>
②社会福祉協議会事業との連携  	<p>「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制整備事業の一環として新たに以下の事業に取り組みます。(社会福祉協議会委託事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○断らない相談支援（くらしの身近な相談）</li> <li>○参加支援</li> <li>○地域づくりに向けた支援</li> </ul> <p>既存の小地域見守りネットワーク事業、地域サロン協力助成事業、要援護者実態把握事業等の社会福祉協議会事業と連携して、地域における障がい者支援体制づくりの構築を図ります。</p>

## 第2部

### 第6期御船町障がい福祉計画





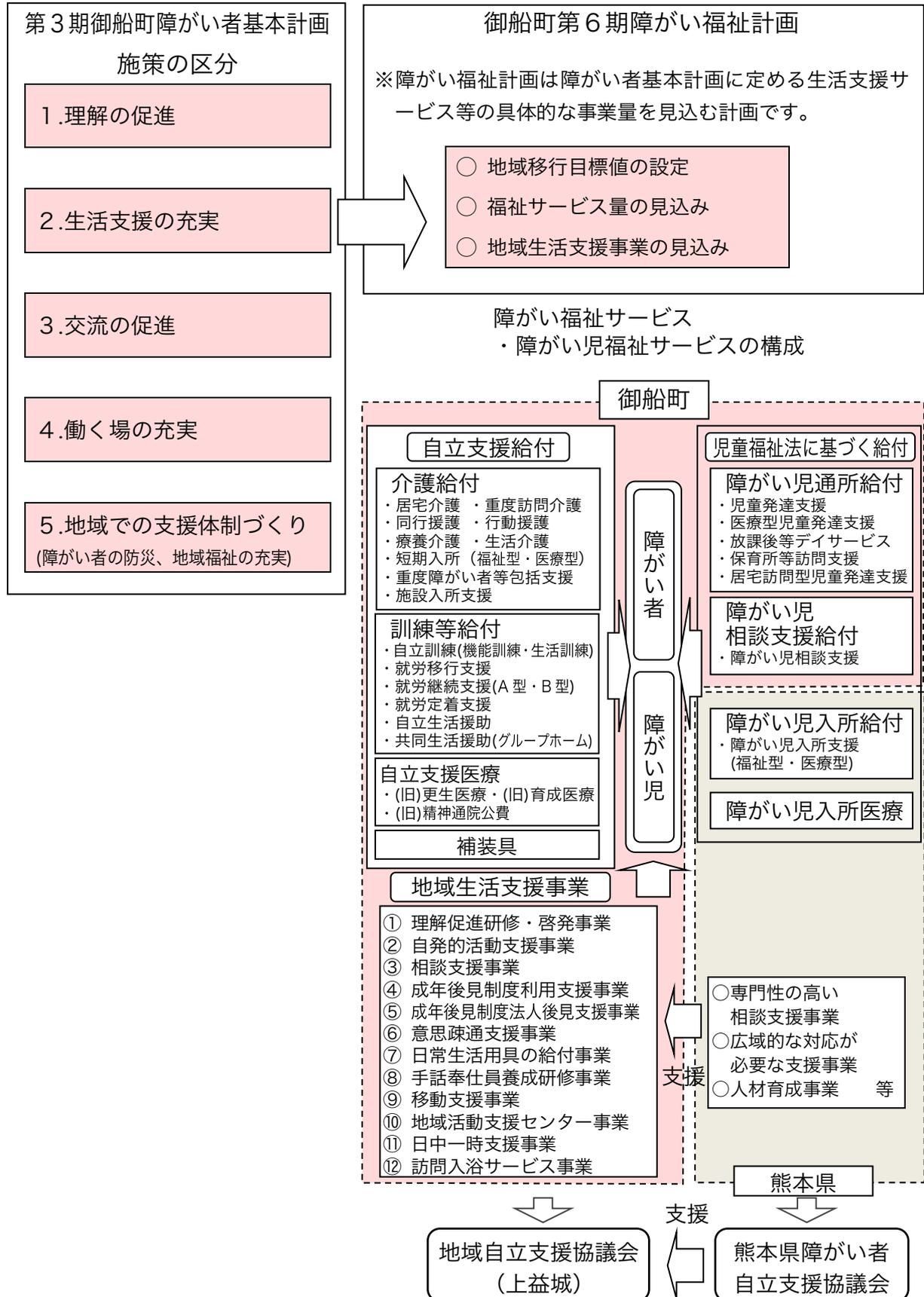
## 2-1章 障がい福祉サービスの実績

1. 障がい福祉計画について
2. 障がい福祉指定サービス・相談支援の実績
3. 地域生活支援事業の実績

## 2-1章 障がい福祉サービスの実績

### 1. 障がい福祉計画について

障がい福祉計画は、障がい者基本計画に定める基本方針2「生活支援の充実」の施策について、目標値や具体的なサービスの量の見込みを定めるものです。



## 2. 障がい福祉サービス・相談支援の実績

平成30年度から令和2年度の実績値のうち前年度からの増減が10%以上の増減があるものには↑↓を10%未満のものには↗↘を、増減がないものには→を付しています。

※実績の時間や人数は四捨五入し、正数とし表記しているため増減の数値と異なる場合があります

## 1) 訪問系サービスの実績

居宅介護の利用人数、利用時間ともに年度ごとに増加の実績となりました。重度訪問介護はR1年度より前年度を大きく上回る実績(延時間)となりました。同行援護は3年間を比較すると僅かですが増加の実績でした。行動援護、重度障がい者等包括支援は計画、実績ともにありませんでした。

サービス種別	単位	サービス実績		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)
居宅介護	延時間/月	192	205 (↗7%)	235 (↑15%)
	人/月	12人	13人	14人
重度訪問介護	延時間/月	5	301 (↑5774%)	722 (↑140%)
	人/月	1人	2人	1人
同行援護	延時間/月	27	13 (↓50%)	28 (↑108%)
	人/月	1人	1人	3人
行動援護	延時間/月	0	0	0
	人/月	0人	0人	0人
重度障がい者等包括支援	延時間/月	0	0	0
	人/月	0人	0人	0人

※令和2年度は4月～10月までの平均

## 2) 日中活動系サービスの実績

## ①生活介護の実績

生活介護は年度毎の大きな増減はありませんでした。

サービス種別	単位	サービス実績		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)
生活介護	延人数/月	745	715 (↘4%)	713 (↘0.2%)
	人/月	41人	40人	40人

※令和2年度は4月～10月までの平均

## ②自立訓練（機能訓練）自立訓練（生活訓練）の実績

自立訓練（機能訓練）の実績はありませんでした。自立訓練（生活訓練）は利用人数については増加傾向にありますが、延人数は減少の実績でした。

サービス種別	単位	サービス実績		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)
自立訓練（機能訓練）	延人数/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	延人数/月	27	27 (→)	6 (↓77%)
	人/月	1人	2人	3人

※令和2年度は4月～10月までの平均

## ③就労移行支援の実績

就労移行支援は年度毎に減少の実績となりました。

サービス種別	単位	サービス実績		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)
就労移行支援	延人数/月	112	80 (↓28%)	43 (↓46%)
	人/月	6人	4人	2人

※令和2年度は4月～10月までの平均

## ④就労継続支援A型・就労継続支援B型の実績

就労継続支援A型、就労継続支援B型ともに年度毎に僅かに増加の実績となっています。

サービス種別	単位	サービス実績		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)
就労継続支援A型	延人数/月	599	607 (↗1%)	671 (↑11%)
	人/月	31人	31人	34人
就労継続支援B型	延人数/月	619	634 (↗2%)	736 (↑16%)
	人/月	38人	40人	46人

※令和2年度は4月～10月までの平均

## ④就労定着支援の実績

就労定着支援はR1年度から1人の実績となりました。

サービス種別	単位	サービス実績		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)
就労定着支援	人	0	1 (↑100%)	1 (→)

※令和2年度は4月～10月までの平均

## ⑤療養介護の実績

療養介護は年度毎の大きな増減はありませんでした。

サービス種別	単位	サービス実績		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)
療養介護	人	6	5 (↘10%)	5 (↘8%)

※令和2年度は4月～10月までの平均

## ⑥短期入所の実績

3年間を通してみると短期入所（福祉型）は僅かに増加、短期入所（医療型）は約半数に減少の実績となりました。

サービス種別	単位	サービス実績		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)
短期入所（福祉型）	延人数／月	10	8 (↓19%)	14 (↑75%)
	人／月	3人	3人	3人
短期入所（医療型）	延人数／月	11	4 (↓63%)	6 (↑44%)
	人／月	1人	1人	1人

※令和2年度は4月～10月までの平均

## 3) 住居系サービスの実績

## ① 自立生活援助・共同生活援助（グループホーム）実績

自立生活援助の実績はありませんでした。共同生活援助は年度毎ではわずかな増減の実績でした。

サービス種別	単位	サービス実績		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)
自立生活援助	実人数/月	0	0	0
共同生活援助	実人数/月	23	25 (↗6%)	24 (↘4%)

※令和2年度は4月～10月までの平均

## ② 施設入所支援の実績

施設入所支援は横ばいの実績となりました。

サービス種別	単位	サービス実績		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)
施設入所支援	実人数/月	19	19 (→)	17 (↘8%)

※令和2年度は4月～10月までの平均

## 4) 相談支援の実績

計画相談支援の利用者数は年度毎に増加の実績となっています。地域移行支援、地域定着支援は実績がありませんでした。

サービス種別	単位	サービス実績		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)
計画相談支援	延人数/月	27	29 (↗8%)	35 (↑20%)
地域移行支援	延人数/月	0	0	0
地域定着支援	延人数/月	0	0	0

※令和2年度は4月～10月までの平均

## 3. 地域生活支援事業の実績

地域生活支援事業の実績は以下の通りです。

## 1) 相談支援事業の実績

サービス種別	単位	サービス実績		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)
障がい者相談支援事業実施箇所数	箇所	2	2 (→)	2 (→)
地域自立支援協議会設置数	箇所	1	1 (→)	1 (→)

## 2) 意思疎通支援事業の実績

サービス種別	単位	サービス実績		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)
意思疎通支援事業利用人数	実人数/年	3人	3人 (→)	3人 (→)

※H30年度、R1年度は年度末集計値、R2年度はR2年10月末現在

## 3) 日常生活用具給付等事業の実績

サービス種別	単位	サービス実績			
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	
日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具	延件数/年	1	2 (↑100%)	3 (↑50%)
	②自立生活支援用具	延件数/年	2	1 (↓50%)	2 (↑100%)
	③在宅療養等支援用具	延件数/年	4	3 (↓25%)	3 (→)
	④情報・意思疎通支援用具	延件数/年	1	2 (↑100%)	2 (→)
	⑤排泄管理支援用具	延件数/年	231	242 (↗5%)	259 (↗7%)
	⑥居宅生活動作補助用具	延件数/年	0	0	1 (↑100%)

## 4) 移動支援事業の実績

サービス種別	単位	サービス実績		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)
移動支援事業：利用箇所数	箇所	4	4 (→)	4 (→)
// : 利用者数	実人数/年	2	2 (→)	2 (→)

## 5) 地域活動支援センター事業の実績

サービス種別	単位	サービス実績		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)
地域活動支援センター事業 ：利用箇所数	箇所	5	5 (→)	5 (→)
// :利用者数	延人数/年	2,150	2,000 (↘7%)	2,000 (→)
	実人数	10	10	7

※H30年度、R1年度は年度末集計値、R2年度はR2年10月末現在

## 6) 日中一時支援事業の実績

日中一時支援事業のサービスの利用実績は増加しています。

サービス種別	単位	サービス実績		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)
日中一時支援事業：利用者数	延回数/年	1,410	1,490 (↗6%)	700 (↓53%)
	実人数/年	146	120	105

※H30年度、R1年度は年度末集計値、R2年度はR2年10月末現在

## 7) 訪問入浴支援事業の実績

訪問入浴支援事業の利用人数は1人増加し、延べの利用回数は大きく増加しています。

サービス種別	単位	サービス実績		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)
訪問入浴支援事業：利用者数	延回数/年	33	127 (↑285%)	198 (↑55.9%)
	実人数/年	1	2	2

※H30年度、R1年度は年度末集計値、R2年度はR2年10月末現在



## 2-2章 目標値の設定と障がい福祉サービスの見込み量

1. 令和5年度目標値の設定
2. 障がい福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み
3. 地域生活支援事業の種類ごとの必要量の見込み
4. 地域における相談支援体制
5. 計画の推進体制

## 2-2章 目標値の設定と障がい福祉サービスの見込み量

## 1. 令和5年度目標値の設定

## 1) 福祉施設入所者の地域生活への移行に関する数値目標

## 【目標設定の考え方】

国の策定指針により見込目標値は、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行すること、及び令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度時点の入所者数から1.6%以上削減することを目標としています。

本町では、施設利用者の実情を考慮しつつ広域的な観点から、令和5年度末の福祉施設入所者数及び地域生活移行者数について以下の数値を目標とします。

## 【目標値の設定】

区 分	数 値	考 え 方
令和元年度末の施設入所者数 (A)	19人	令和元年度時点において福祉施設に入所している障がい者の人数
令和5年度末の施設入所者数 (B)	17人	令和5年度末時点の利用人員を見込む
【目標値】 削減見込 (A-B)	2人	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	2人 (10.5%)	施設入所からグループホーム等へ移行する人の数

## 2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する数値目標

## 【目標設定の考え方】

すべての市町村ごとに健康・医療・福祉関係者による協議の場を設置（市町村単独での設置が困難な場合は圏域での設置）

## 【目標値の設定】

区 分	指 標	考 え 方
【目標値】 令和5年度末時点での協議の場の設置状況	有	個別の案件に関してはこれまでもケース会議等で対応してきたところ。今後は上益城地域精神保健福祉連絡会等を通じた圏域内での関係機関の連携や医療や介護保険等との制度間の連携を強化していく

## 3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

## 【目標設定の考え方】

障がい者の地域での生活を支援する拠点等（※）を市町村または各圏域において令和5年度末までに少なくとも1箇所を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。

## 【目標値の設定】

区 分	数 値	考 え 方
【目標値】 令和5年度末時点での設置箇所数	1 箇所	上益城圏域での設置済み 必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討する

（※）拠点等とは、障がい者の地域生活を支援する機能（地域生活へ移行・親元からの自立等に係る相談、一人暮らし・グループホームへの入居等の体験の機会の提供及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保ならびにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり等）の集約を行う拠点または面的な体制のことです。

## 4-1) 福祉サービス利用から一般就労への移行に関する数値目標

## 【目標設定の考え方】

国においては、福祉施設の利用者のうち就労移行支援事業所を通じて、福祉施設から一般就労への移行者数を令和5年度中には令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本としています。このうち、就労移行支援事業による移行実績は1.3倍以上、就労継続支援A型事業による実績は概ね1.26倍以上を、就労継続支援B型事業による実績は概ね1.23倍以上を目指すとしています。

本町では、これまでの実績や、現在の障がい者を取り巻く就労環境を考慮し、令和5年度年度中に福祉施設から一般就労へ移行する人等の数値を以下のように設定します。

## 【目標値の設定】

区 分	数 値	考 え 方
令和元年度の 一般就労移行者数	4 人	令和元年度において福祉施設を 退所し、一般就労した人の数
令和元年度の就労移行支援 事業による移行者数	3 人	令和元年度において就労移行 支援事業により一般就労した 人の数
令和元年度の就労継続支援 A型事業による移行者数	1 人	令和元年度において就労継続 支援A型事業により一般就労 した人の数
令和元年度の就労継続支援 B型事業による移行者数	0 人	令和元年度において就労継続 支援B型事業により一般就労 した人の数

前ページの続き

【目標値】 令和5年度の年間の一般就労移行者数	7人 (1.75倍)	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数
【目標値】 令和5年度の就労移行支援事業による移行者数	4人 (1.33倍)	令和5年度において就労移行支援事業により一般就労した人の数
【目標値】 令和5年度の就労継続支援A型事業による移行者数	2人 (2.00倍)	令和5年度において就労継続支援A型事業により一般就労した人の数
【目標値】 令和5年度の就労継続支援B型事業による移行者数	1人 (-倍)	令和5年度において就労継続支援B型事業により一般就労した人の数

## 4-2) 就労定着支援事業に関する数値目標

## 【目標設定の考え方】

国においては、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて、一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本としています。また、就労定着率については就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本としています。

## 【目標値の設定】

区 分	数 値	考 え 方
【目標値】 令和5年度における就労定着支援事業の利用率	7割	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて、一般就労した人の移行者の利用率
【目標値】 令和5年度における就労定着率が8割以上の事業所	7割	令和5年度における就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合

## 5-1) 相談支援体制の充実・強化等

## 【目標設定の考え方】

国における基本指針においては 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行く観点から、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとしています。

## 【目標の設定】

区 分	考 え 方
【目標】 令和5年度末時点での設置	上益城圏域での設置

## 【総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組内容】

区 分	実施見込み		
	R3年度	R4年度	R5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件）	1	1	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数（件）	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回）	1	1	1

## 5-2) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

## 【目標設定の考え方】

国においては、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくための取組みとして、令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築を目標とします。

## 【目標の設定】

区 分	考え方
【目標】 令和5年度末時点で設置	以下の取り組み実施するための体制を構築

## 【障がい福祉サービスの質を向上させるための取組内容】

区 分	実施見込み		
	R3年度	R4年度	R5年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1人	1人	1人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	無	無	無

## 6). 発達障がい者等に対する支援

## 【目標設定の考え方】

国の基本指針、発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保において、発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において保護者等がお子さんの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保することが重要であるとしています。取組みに係る体制の構築を目標とします。

## 【目標の設定】

区 分	考え方
【目標】 令和5年度末までの各年	以下の取組みを実施するための体制を構築

## 【福祉サービスの質を向上させるための取組内容】

区 分	実施見込み		
	R3年度	R4年度	R5年度
ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数	10人	10人	10人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	10人	10人	10人

## ○ペアレントトレーニング

発達障がい等の子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムのこと。

## ○ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者等を、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。

## ○ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

## ○ピアサポート

「ピア」は仲間を意味し、「サポート」は支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支え合う活動のこと。

## 2. 障がい福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み

## 1) 訪問系サービス

## ① 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援

## 【サービスの実施内容】

訪問系サービスは、次のサービスを実施します。

## ○居宅介護（ホームヘルプ）

入浴、排せつ、または食事、家事等の居宅での生活全般にわたる援助サービスを行います。

## ○重度訪問介護

重度の肢体不自由の方で常に介護を必要とする人を対象とします。居宅における介護から外出時の移動支援までの総合的なサービスを行います。

## ○同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。

## ○行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより判断能力が制限されている人が対象となります。行動する時に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動の支援等を行います。

## ○重度障がい者等包括支援

常に介護が必要な重度の障がいのある人で、介護の必要の程度が著しく高い人を対象とします。居宅介護をはじめとする複数の福祉サービスを包括的にを行います。

## 【サービス見込み量の考え方】

居宅介護は R2 年度の実績をもとに、利用時間は 250 時間、利用者は 15 人を想定します。重度訪問介護は年度毎の増加は大きいですが R2 年度の実績をもとに利用時間 750 時間を見込みます。同行援護は R1、2 年度の実績により 2 人の利用を見込みます。行動援護、重度障がい者等包括支援は今後の利用を見越し、1 人を想定します。

表 訪問系サービスにおける 1 か月あたりの必要量の見込み

サービス種別	サービス実績			サービス見込み量		
	H30 年度	R1 年度	R2 年度 (見込)	R3 年度	R4 年度	R5 年度
居宅介護	192 時間 12 人	205 時間 13 人	235 時間 14 人	250 時間 15 人	250 時間 15 人	250 時間 15 人
重度訪問介護	5 時間 1 人	301 時間 2 人	722 時間 2 人	750 時間 3 人	750 時間 3 人	750 時間 3 人
同行援護	27 時間 1 人	13 時間 1 人	28 時間 3 人	21 時間 2 人	21 時間 2 人	21 時間 2 人
行動援護	0 人	0 人	0 人	10 時間 1 人	10 時間 1 人	10 時間 1 人
重度障がい者等包括支援	0 人	0 人	0 人	20 時間 1 人	20 時間 1 人	20 時間 1 人

## 【訪問サービスの確保のための方策】

- ・障がい種別に区分なく、個々の障がい支援区分に応じた訪問系サービスを提供できるよう、障がい支援区分の適切な認定を行うとともに体制の充実を図ります。
- ・行動援護、重度障がい者等包括支援は現在提供されていませんが、今後のニーズの動向を踏まえ、サービス提供体制の整備を検討します。

## 2) 日中活動系サービス

## ① 生活介護

## 【サービスの実施内容】

常に介護を必要とする障がい者を対象とします。主として日中に入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。

## 【サービス見込み量の考え方】

H30年度からR2年度の利用者実績は横ばいの状況ですが、今後の需要の高まりが見込まれるため、利用者数の増加を見込みます。利用日数は1人あたり、およそ18日を想定します。

表 生活介護における1か月あたりの必要量の見込み

サービス種別	サービス実績			サービス見込み量		
	H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
生活介護	745 人日分	715 人日分	713 人日分	900 人日分	900 人日分	900 人日分
	41 人	40 人	40 人	50 人	50 人	50 人

※「人日分/月」＝「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」

## ② 自立訓練（機能訓練）自立訓練（生活訓練）

## 【サービスの実施内容】

## ○自立訓練（機能訓練）

身体障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、定められた期間の支援計画に基づき身体的リハビリテーション、日常生活の訓練等の支援を行います。

## ○自立訓練（生活訓練）

知的障がい者または精神障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、定められた期間の支援計画に基づき、日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整等の支援を行います。

## 【サービス見込み量の考え方】

自立訓練（生活訓練）の利用者実績はH30年度からR2年度の利用者実績より、利用者3人を見込みます。利用日数は30日を想定します。

表 自立訓練における1か月あたりの必要量の見込み

サービス種別	サービス実績			サービス見込み量		
	H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
自立訓練（機能訓練）	0人日分	0人日分	0人日分	20人日分	20人日分	20人日分
	0人	0人	0人	1人	1人	1人
自立訓練（生活訓練）	27人日分	27人日分	6人日分	30人日分	30人日分	30人日分
	1人	2人	3人	3人	3人	3人

※「人日分/月」＝「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」

### ③ 就労移行支援

#### 【サービスの実施内容】

一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間の支援計画に基づき、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労及び定着のための必要な支援を行います。

#### 【サービス見込み量の考え方】

利用者実績、H30年度及びR1年度をもとに、利用者数5人を見込みます。利用日数は実績から20日を想定します。

表 就労移行支援における1か月あたりの必要量の見込み

サービス種別	サービス実績			サービス見込み量		
	H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
就労移行支援	112人日分	80人日分	43人日分	100人日分	100人日分	100人日分
	6人	4人	2人	5人	5人	5人

※「人日分/月」＝「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」

### ④ 就労継続支援A型・就労継続支援B型

#### 【サービスの実施内容】

#### ○就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な人が対象となります。雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。

#### ○就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な方や、一定年齢に達している方が対象となります。一定の賃金水準のもとで、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上及び維持のために必要な支援を行います。但し、雇用契約は結びません。

#### 【サービス見込み量の考え方】

就労移行支援A型は利用者実績H30年度からR2年度と大きな増加はないため増減は見込まず、利用者数35人、利用日数はおよそ19日を想定します。

就労移行支援B型はH30年度からR2年度の利用者実績及び、今後の更なる需要の高まりが予想されるため、利用者数50人を見込みます。利用日数は16日を想定します。

表 就労継続支援における1か月あたりの必要量の見込み

サービス種別	サービス実績			サービス見込み量		
	H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
就労継続支援A型	599 人日分	607 人日分	671 人日分	650 人日分	650 人日分	650 人日分
	31 人	31 人	34 人	35 人	35 人	35 人
就労継続支援B型	619 人日分	634 人日分	736 人日分	928 人日分	928 人日分	928 人日分
	38 人	40 人	46 人	58 人	58 人	58 人

※ 「人日分/月」 = 「月間の利用人数」 × 「1人1月あたりの平均利用日数」

## ⑤ 就労定着支援

## 【サービスの実施内容】

就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人に就労に伴う生活面課題に対応できるよう支援を行います。

## 【サービス見込み量の考え方】

就労定着支援は R2 年度の利用実績を元に利用者数 1 人を見込みます。

表 就労定着支援における1か月あたりの必要量の見込み

サービス種別	サービス実績			サービス見込み量		
	H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
就労定着支援	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

## ⑥ 療養介護

## 【サービスの実施内容】

主として日中に病院等の施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上の援助等を行います。

## 【サービス見込み量の考え方】

療養介護の利用者実績は H30 年度から R2 年度の利用者実績より、利用者 6 人を見込みます。

表 療養介護における1か月あたりの必要量の見込み

サービス種別	サービス実績			サービス見込み量		
	H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
療養介護	6 人	5 人	5 人	6 人	6 人	6 人

## ⑦ 短期入所

## 【サービスの実施内容】

介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含めて障がい者支援施設等に短期入所して、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

## 【サービス見込み量の考え方】

短期入所（福祉型）の利用者実績は H30 年度から R2 年度の利用者実績より、利用者 5 人、利用日数をおよそ 3 日見込みます。  
短期入所（医療型）の利用者実績は利用者 3 人、利用日数をおよそ 4 日見込みます。

表 短期入所における 1 か月あたりの必要量の見込み

サービス種別	サービス実績			サービス見込み量		
	H30 年度	R1 年度	R2 年度 (見込)	R3 年度	R4 年度	R5 年度
短期入所（福祉型）	10 人日分	8 人日分	14 人日分	12 人日分	12 人日分	12 人日分
	3 人	3 人	3 人	5 人	5 人	5 人
短期入所（医療型）	11 人日分	4 人日分	6 人日分	12 人日分	12 人日分	12 人日分
	1 人	1 人	1 人	3 人	3 人	3 人

※「人日分/月」＝「月間の利用人数」×「1 人 1 月あたりの平均利用日数」

## 【日中活動系サービスの確保のための方策】

多様な主体の民間事業者の参入を促進し、サービス提供体制の充実を図ります。

- ・利用者が住み慣れた地域で安心して生活や就労が出来るように、各地域の状況を把握し、サービスの向上に努めます。
- ・公共機関においては、障がい者の自立を促進する観点から、契約業務での優先発注を行い、福祉的就労の充実を支援します。

## 3) 居住系サービス

## ① 自立生活援助

## 【サービスの実施内容】

グループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方に定期的な巡回訪問等の障がい者の理解力、生活力を補う支援を行います。

## 【サービス見込み量の考え方】

H30 年度から R2 年度の利用者実績はありませんでしたが、今後の利用を見越して、利用者 1 人を見込みます。

表 自立生活援助における 1 か月あたりの必要量の見込み

サービス種別	サービス実績			サービス見込み量		
	H30 年度	R1 年度	R2 年度 (見込)	R3 年度	R4 年度	R5 年度
自立生活援助	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

## ② 共同生活援助（グループホーム）

## 【サービスの実施内容】

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄、または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

## 【サービス見込み量の考え方】

H30年度からR2年度の利用者実績の利用実績をもとに、新たなグループホーム開設予定や、利用者・介護者の高齢化で今後、共同生活援助（グループホーム）の利用は大きな増加が見込まれます。R3年度を30人見込み、R4年度、R5年度にそれぞれ10名の増加を見込みます。

表 共同生活援助における1か月あたりの必要量の見込み

サービス種別	サービス実績			サービス見込み量		
	H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
共同生活援助	23人	25人	24人	30人	40人	50人

## ③ 施設入所支援

## 【サービスの実施内容】

夜間において、介護が必要な人や、通所することが困難である自立訓練または就労移行支援の利用者に対し、居住の場を提供するとともに、安定した日常生活が営めるよう支援を行います。

## 【サービス見込み量の考え方】

H30年度からR2年度の利用者実績の利用実績をもとに、利用者17人を見込みます。

表 施設入所支援における1か月あたりの必要量の見込み

サービス種別	サービス実績			サービス見込み量		
	H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
施設入所支援	19人	19人	17人	17人	17人	17人

## 【居住系サービスの確保のための方策】

- ・ 住み慣れた地域で暮らし続けられるように、共同生活援助（グループホーム）のニーズを把握し、支援の充実を図ります。
- ・ 障がい者施設におけるサービス提供状況を把握し、利用者や家族への情報提供に努めます。

## 4) 相談支援

## 【サービスの実施内容】

相談支援は、障がい福祉サービスの利用計画の策定、地域生活への移行や定着を支援するもので、「計画相談支援」、「地域移行支援」、「地域定着支援」があります。

## ① 計画相談支援

サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、障がい福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障がい者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、サービスの利用計画を作成するサービスです。

## ② 地域移行支援

障がい者支援施設等の施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

## ③ 地域定着支援

居宅において単身等の状況において生活する障がい者につき、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与するサービスです。

## 【サービス見込み量の考え方】

計画相談支援は利用実績より、毎年度5人の利用増加を見込みます。地域移行支援、地域定着支援は今後の利用を見越して、利用者1人を見込みます。

表 相談支援における1か月あたりの必要量の見込み

サービス種別	サービス実績			サービス見込み量		
	H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
計画相談支援	27人	29人	35人	35人	40人	45人
地域移行支援	0人	0人	0人	1人	1人	1人
地域定着支援	0人	0人	0人	1人	1人	1人

## 【相談支援の確保のための方策】

- ・ 当事者や家族の方が安心して相談できるように、情報の発信や啓発に努めます。
- ・ すべての利用者に適切なサービス等利用計画が作成されるように、上益城自立支援協議会を活用し、相談支援専門員との連携を強化し、事業の効率化や担い手の確保、相談員の技術力向上を図ります。

## 【障がい福祉サービスの見込み量のまとめ】

前項の検討に基づき推計されたサービスの見込み量を下表に整理します

サービス種別		月当たり	R3 年度	R4 年度	R5 年度
(1) 訪問系	①-1 居宅介護	延時間	250	250	250
		実人数	15	15	15
	①-2 重度訪問介護	延時間	750	750	750
		実人数	3	3	3
	①-3 同行援護	延時間	21	21	21
実人数		2	2	2	
①-4 行動援護	延時間	10	10	10	
	実人数	1	1	1	
①-5 重度障がい者等包括支援	延時間	20	20	20	
	実人数	1	1	1	
(2) 日中活動系	①生活介護	延人数	900	900	900
		実人数	50	50	50
	②-1 自立訓練（機能訓練）	延人数	20	20	20
		実人数	1	1	1
	②-2 自立訓練（生活訓練）	延人数	30	30	30
		実人数	3	3	3
	③就労移行支援	延人数	100	100	100
		実人数	5	5	5
	④-1 就労継続支援A型	延人数	650	650	650
		実人数	35	35	35
	④-2 就労継続支援B型	延人数	928	928	928
実人数		58	58	58	
⑤就労定着支援	延人数	1	1	1	
⑥療養介護	延人数	6	6	6	
⑦-1 短期入所（福祉型）	延人数	12	12	12	
	実人数	5	5	5	
⑦-2 短期入所（医療型）	延人数	12	12	12	
	実人数	3	3	3	
(3) 居住系	①自立生活援助	実人数	1	1	1
	②共同生活援助	実人数	30	40	50
	③施設入所支援	実人数	17	17	17
(4) 相談支援	①計画相談支援	延人数	35	40	45
	②地域移行支援	延人数	1	1	1
	③地域定着支援	延人数	1	1	1

### 3. 地域生活支援事業の種類ごとの必要量の見込み

「地域生活支援事業」は、障害者自立支援法第 77 条において市町村が実施主体となる法定化された事業で、地域での生活を支えるさまざまな事業を、地域の実情に応じて実施していきます。

本町においては、必須事業である「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「手話奉仕員養成研修事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」に加え「日中一時支援事業」「訪問入浴支援事業」を実施します。

#### 1) 理解促進研修・啓発事業

##### 【サービスの実施内容】

障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域の住民の方への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

主な内容は次の項目です。

- 教室等開催
- 事業所訪問
- イベント開催
- 広報活動

##### 【サービス見込み量の考え方】

理解促進研修・啓発事業を実施する見込みです。

表 必要量の見込み

サービス種別	サービス実績			サービス見込み量		
	H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
理解促進研修・啓発事業実施の有無	無	無	無	有	有	有

#### 2) 自発的活動支援事業

##### 【サービスの実施内容】

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援し、障がいのある人だけではなく、そのご家族、地域住民の方等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

主な内容は次の項目です。

- ピアサポート
- 災害対策
- 孤立防止活動支援

- 社会活動支援
- ボランティア活動支援

## 【サービス見込み量の考え方】

自発的活動支援事業を実施する見込みです。

表 必要量の見込み

サービス種別	サービス実績			サービス見込み量		
	H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
自発的活動支援事業実施の有無	無	無	無	有	有	有

## 3) 相談支援事業

## 【サービスの実施内容】

障がいのある人やその家族等のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等を行います。この事業は、本町を含めた上益城圏域の5町で行います。

主な内容は次の項目です。

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング（※）
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介
- 地域自立支援協議会の運営等

※ピアカウンセリングとは

同じような環境や共通の体験をもつ者同士で行われる相談行為のことで、相談する者とされる者が対等であるということが強調されます。

## 【サービス見込み量の考え方】

現状維持の見込みです。

表 必要量の見込み

サービス種別	サービス実績			サービス見込み量		
	H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
障がい者相談支援事業実施箇所数（箇所）	2	2	2	2	2	2
地域自立支援協議会設置数（箇所）	1	1	1	1	1	1

## 【事業の種類ごとの実施に関する考え方】

## 地域自立支援協議会

本事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす定期的協議の場として、上益城圏域で「上益城圏域自立支援協議会」を設置しています。

## 4) 成年後見制度利用支援事業

## 【サービスの実施内容】

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人に対して成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等の報酬の助成等、制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。

## 【サービス見込み量の考え方】

現状維持の見込みです。

表 必要量の見込み

サービス種別	サービス実績			サービス見込み量		
	H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
成年後見制度利用支援事業	1人	1人	1人	1人	1人	1人

## 【事業の種類ごとの実施に関する考え方】

- 平成28年5月、成年後見制度の利用促進を図ることを目的に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、市町村は、国が策定した「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。本町においても、判断能力が十分でない方の権利擁護を推進していくことを目的に、本項目を御船町成年後見制度利用促進計画に位置付け、成年後見制度の利用の促進に取り組みます。

## 5) 成年後見制度法人後見支援事業

## 【サービスの実施内容】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

主な内容は次の項目です。

- 法人後見実施のための研修
- 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
- 法人後見の適正な活動のための支援
- 法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

## 【サービス見込み量の考え方】

成年後見制度法人後見支援事業を実施する見込みです。

表 必要量の見込み

サービス種別	サービス実績			サービス見込み量		
	H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
成年後見制度法人後見支援事業実施の有無	無	無	無	有	有	有

## 6) 意思疎通支援事業

## 【サービスの実施内容】

聴覚、言語・音声機能等の障がいのため、意思伝達に支援が必要な人に、手話通訳、要約筆記者を派遣します。

## 【サービス見込み量の考え方】

H30年度からR3年度においての実績が3人を見込み量とします。

表 必要量の見込み

サービス種別	サービス実績			サービス見込み量		
	H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
意思疎通支援事業 利用人数(実人数/年)	3人	3人	3人	3人	3人	3人

## 【事業の種類ごとの実施に関する考え方】

○事業は、熊本県ろう者福祉協会に委託して実施します。

## 7) 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人に自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等を行います。

## ① 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マット等の障がいのある人の身体介護を支援する用具や障がいのある児童が訓練に用いるイス等であって、利用者及び介護者が容易に使用でき、実用性があるものを言います。

## ② 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障がいのある人用の屋内信号装置等、障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援するものであって、利用者及び介護者が容易に使用でき、実用性があるものを言います。

## ③ 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計等、障がいのある人の在宅療養等を支援するものであって、利用者及び介護者が容易に使用でき、実用性があるものを言います。

## ④ 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するものであって、利用者及び介護者が容易に使用でき、実用性があるものを言います。

## ⑤ 排泄管理支援用具

ストマ用装具等、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者及び介護者が容易に使用でき、実用性があるものを言います。

## ⑥ 居宅生活動作補助用具

障がいのある人の居宅動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものを言います。

## 【サービス見込み量の考え方】

実績をもとに利用者数を見込みます。

表 必要量の見込み

サービス種別	サービス実績			サービス見込み量		
	H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
日常生活用具 給付等 事業	①介護・訓練支援用具 (延件数/年)	1	2	3	3	3
	②自立生活支援用具 ( // )	2	1	2	2	2
	③在宅療養等支援用具 ( // )	4	3	3	3	3
	④情報・意思疎通支援用具 ( // )	1	2	2	3	3
	⑤排泄管理支援用具 ( // )	231	242	259	260	260
	⑥居宅生活動作補助用具 ( // )	0	0	1	1	1

## 8) 手話奉仕員養成研修事業

## 【サービスの実施内容】

聴覚障がい者等のコミュニケーションを保障する上で必要となる手話通訳者を確保するために、聴覚障がい、聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話技術の習得を目指します。この事業は、宇城・上益城圏域の8市町で行います。

## 【サービス見込み量の考え方】

R2年度の実績から、2人の利用を見込みます。

表 必要量の見込み

サービス種別	サービス実績			サービス見込み量		
	H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
手話奉仕員養成研修事業 (人数/年)	2人	2人	2人	2人	2人	2人

## 9) 移動支援事業

## 【サービスの実施内容】

屋外での移動が困難な障がいのある方に社会参加のための外出の支援を行います。

## 【サービス見込み量の考え方】

R2年度の実績から、2人の利用を見込みます。

表 必要量の見込み

サービス種別	サービス実績			サービス見込み量		
	H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
移動支援事業 利用箇所数(箇所)	4	4	5	4	4	4
// 利用者数(実人数/年)	2人	2人	2人	2人	2人	2人

## 10) 地域活動支援センター事業

## 【サービスの実施内容】

障がい者等の地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等により、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。この事業は、上益城圏域で5事業所に委託して実施しています。

## 【サービス見込み量の考え方】

実績の12名の利用を見込みます。延べ人数は12人×20日×12ヶ月=2,880人を想定します。

表 必要量の見込み

サービス種別	サービス実績			サービス見込み量			
	H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度	
地域活動支援センター事業 利用箇所数(箇所)	5	5	5	5	5	5	
利用者数	延人数/年	2,150	2,000	2,000	2,880	2,880	2,880
	実人数	10人	10人	7人	12人	12人	12人

## 11) 日中一時支援事業

## 【サービスの実施内容】

障がいのある人等の日中における活動の場の確保と、障がいのある人等を介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行います。

## 【サービス見込み量の考え方】

実績の130名の利用を見込みます。延べ回数は130人×10回=1,300人を想定します。今後の利用増加を見込みます。

表 必要量の見込み

サービス種別	サービス実績			サービス見込み量			
	H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度	
日中一時支 援事業	延べ回/年	1,410	1,490	700	1,300	1,300	1,300
	延人数/年	146人	120人	105人	130人	130人	130人

## 12) 訪問入浴支援事業

## 【サービスの実施内容】

障がいのある人等の自宅での入浴が困難な方に対し、看護師を含めた専門スタッフが自宅へ訪問し、専用浴槽を使って入浴の支援を行います。

## 【サービス見込み量の考え方】

R2年度の実績から、実績の2名の利用を見込みます。

表 必要量の見込み

サービス種別		サービス実績			サービス見込み量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
訪問入浴支援事業	延べ回/年	33	127	198	198	198	198
	実人数/年	1人	2人	2人	2人	2人	2人

## 【地域支援事業の確保のための方策】

- ・障がいの種別に関係なく、総合的に対応できる相談支援体制づくりや、サービス等利用計画の普及に伴う相談支援専門員の資質の向上を図るとともに、体制の更なる充実に努めます。
- ・障がい者等の生活課題の解決に向け、自立支援協議会等の協議を充実し、障がい者等が継続して地域で生活できるよう、総合的な支援体制の充実を図ります。

#### 4. 地域における相談支援体制

地域における相談支援事業を適切に実施していくために、上益城圏域で（地域自立支援）協議会を設置しています。

協議会は相談支援事業者と関係機関や障がい者団体、障がい者等の福祉、医療、教育、雇用の従事者、障がい者当事者、及びその家族により構成されます。

協議会は次のような機能を確保し、必要に応じて個別ケースの調整会議等を開催します。

- 中立・公平性を確保する観点から相談支援事業の運営評価等を実施します。
- 具体的な困難事例への対応のあり方について指導・助言を行います。

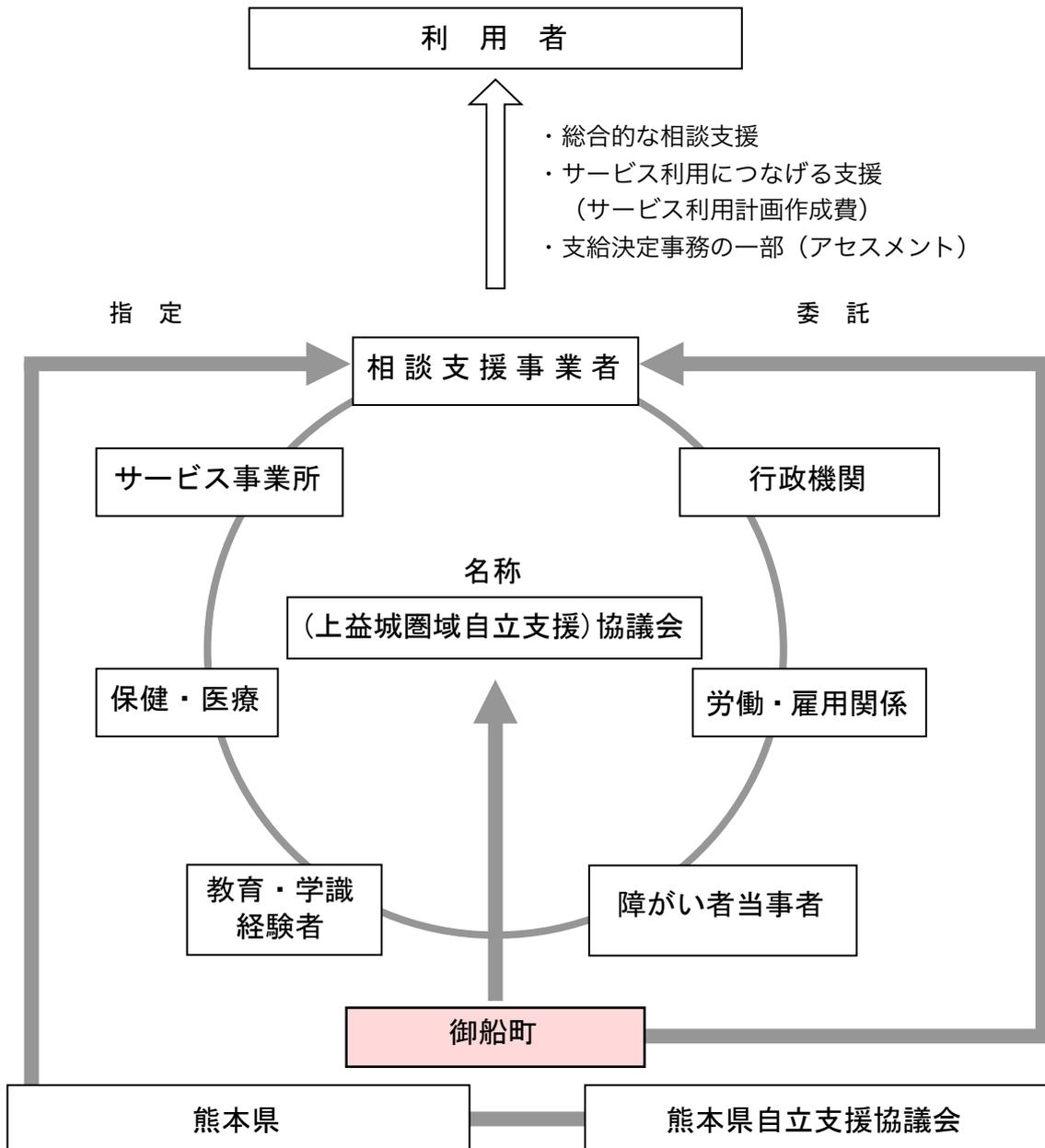


図 地域における相談支援体制

## 5. 計画の推進体制

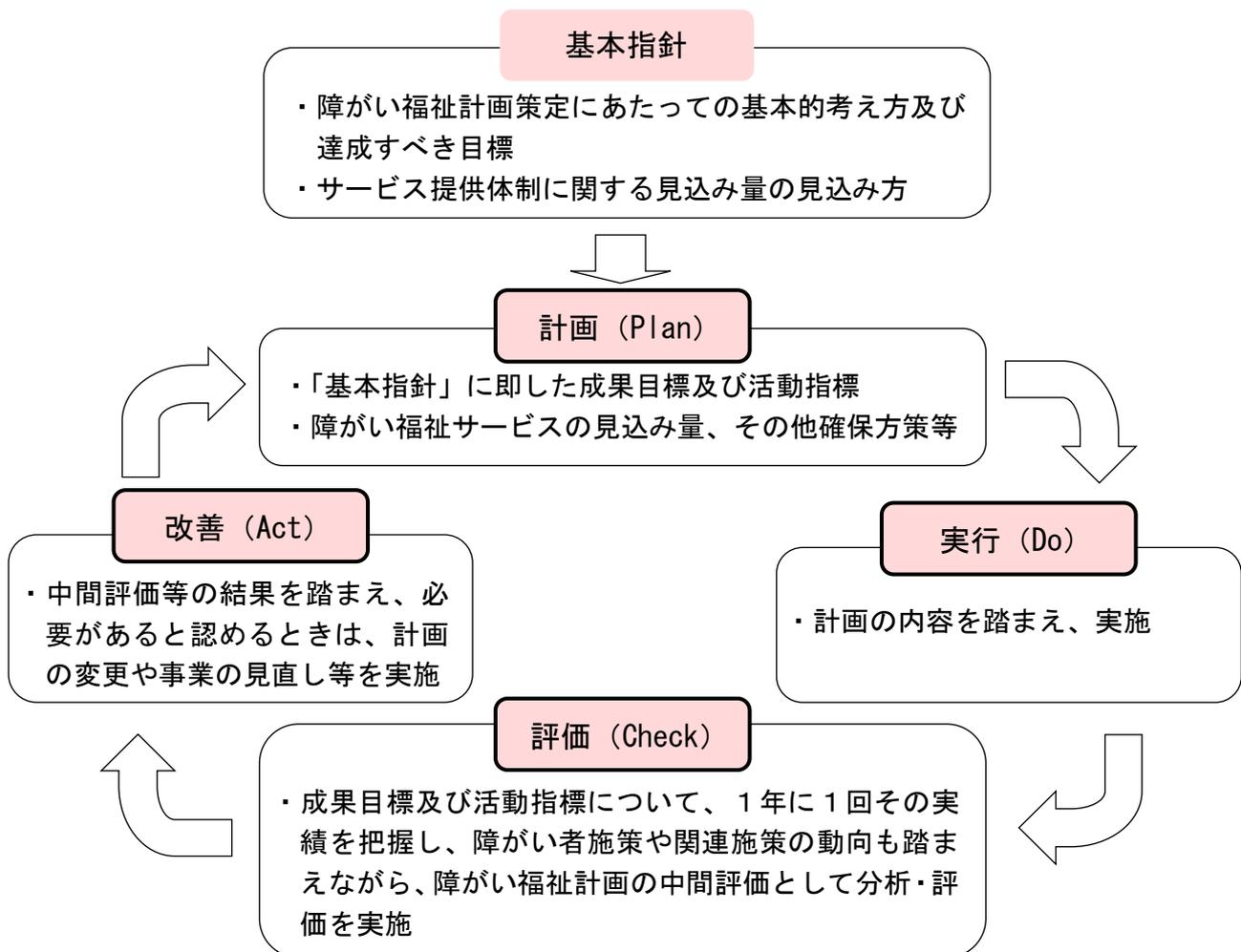
### 1) 計画の点検・評価体制の構築

本計画の着実な実行に努めるため、PDCA マネジメントサイクルに基づいて、計画の評価・点検を行います。計画の定期的な進行状況の取りまとめを行い、必要に応じて関係機関と協議をし、計画(Plan)、実施・実行(Do)、点検・評価(Check)、処置・改善(Action)のサイクルの着実な実行に努めます。このため、御船町障がい者福祉計画策定委員会においても毎年意見を求め、計画の推進に活かします。また、毎年、計画の進捗状況の公表に努め、必要に応じて計画の目標数値等の見直しを行うこととします。

### 2) 協議会との連携

本計画における障がい福祉サービスによる取り組みを推進するに当たり、障害者総合支援法に基づき、協議会からの意見を踏まえ事業を実施していきます。

#### 「PDCA マネジメントサイクル」に基づく、計画の評価・点検





## 第3部

### 第2期御船町障がい児福祉計画





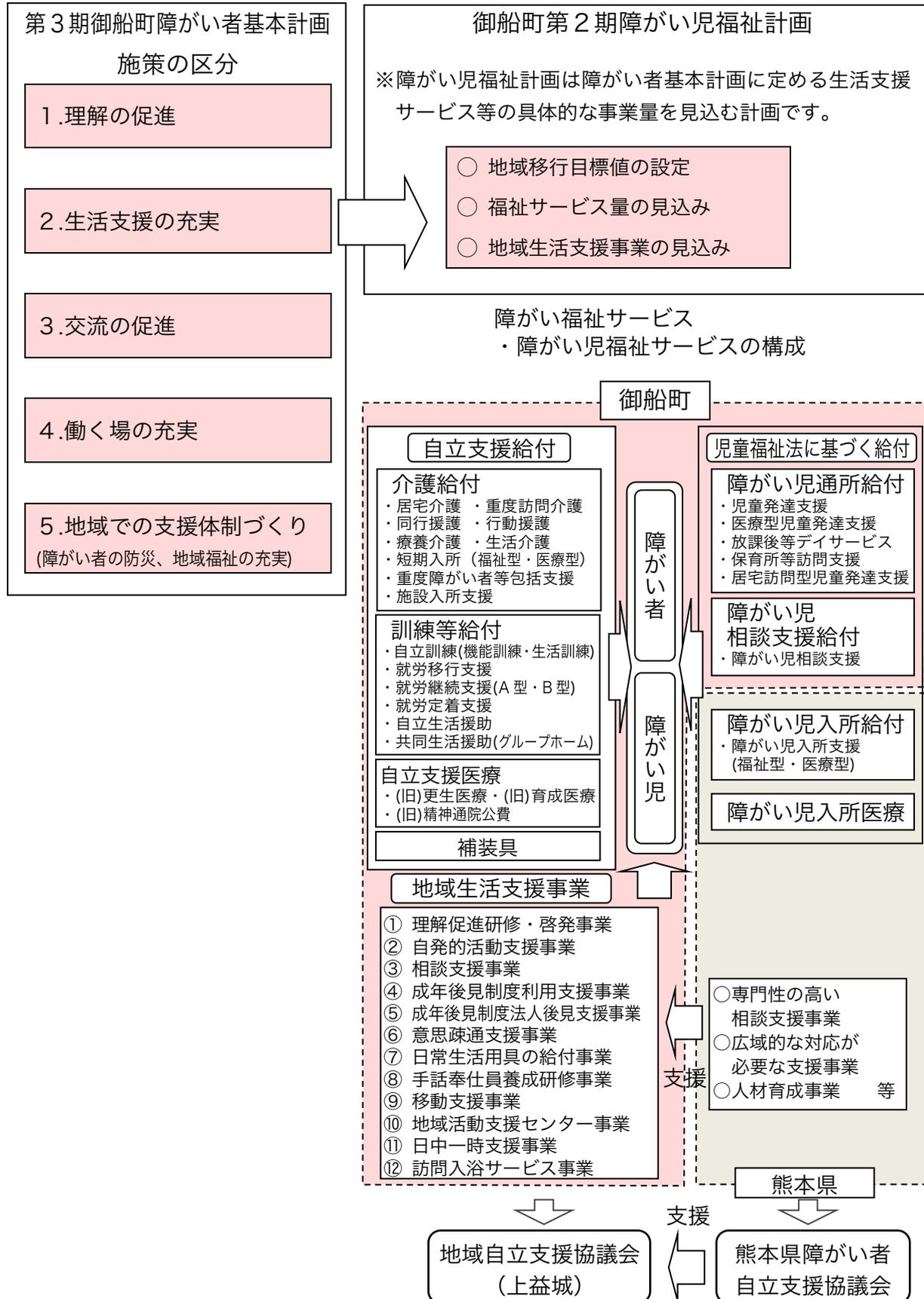
## 3-1章 障がい児福祉サービスの実績

1. 障がい児福祉計画について
2. 障がい児福祉サービス・相談支援の実績

### 3-1章 障がい児福祉サービスの実績

#### 1. 障がい児福祉計画について

障がい児福祉計画は、障がい者基本計画に定める基本方針2「生活支援の充実」の施策について、目標値や具体的なサービスの量の見込みを定めるものです。



## 2. 障がい児福祉サービス・相談支援の実績

計画の数値から実績が10%以上の増減があるものには↑↓を10%未満のものには↗↘を、増減がないものには→を付しています。

## 1) 障がい児通所支援の実績

児童発達支援は平成30年度と令和2年度を比較すると32%の増加の実績となっています。放課後等デイサービスの実績は年度毎に増加しています。医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援の実績はありませんでした。

サービス種別	単位	サービス実績		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)
児童発達支援	延人数/月	60	45 (↓25%)	79 (↑76%)
	人/月	14人	14人	18人
放課後等デイサービス	延人数/月	455	525 (↑15%)	563 (↗7%)
	人/月	34人	39人	41人
保育所等訪問支援	延人数/月	0	0.33	0
	人/月	0人	0.33人	0人
医療型児童発達支援	延人数/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	延人数/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

※令和2年度は4月～10月までの平均

## 2) 障がい児相談支援の実績

障がい児相談支援は僅かに増加の実績となっています。

サービス種別	単位	サービス実績		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)
障がい児相談支援	延人数/月	14人	14人 (→)	15人 (↗7%)

※令和2年度は4月～10月までの平均



## 3-2章 目標値の設定と障がい児福祉 サービスの見込み量

1. 令和5年度目標値の設定
2. 障がい児福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み
3. 地域における相談支援体制
4. 計画の推進体制

## 3-2章 目標値の設定と障がい児福祉サービスの見込み量

## 1. 令和5年度目標値の設定

## 1) 障がい児支援の提供体制の整備等

## ① 児童発達支援センターの整備

## 【目標設定の考え方】

国の基本指針により見込目標値は、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置）に1箇所以上の設置を目標としています。

## 【目標値の設定】

区 分	数 値	考 え 方
【目標値】 令和5年度末時点での整備箇所数	1箇所	令和2年度末時点で上益城圏域に設置済み

## ② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

## 【目標設定の考え方】

国の基本指針により見込目標値は、令和5年度末までに、全ての市町村（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置）において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標としています。

## 【目標値の設定】

区 分	数 値	考 え 方
【目標値】 令和5年度末時点での整備箇所数	1箇所	令和2年度末時点で上益城圏域に設置済み

## ③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置

## 【目標設定の考え方】

国の基本指針により見込目標値は、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置）に1箇所以上の設置を目標としています。

## 【目標値の設定】

区 分	数 値	考 え 方
【目標値】 令和5年度末時点での整備箇所数	1箇所	上益城圏域での設置を検討予定

④-1 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【目標設定の考え方】

国の基本指針により見込目標値は、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを目標としています。

【目標値の設定】

区 分	数 値	考 え 方
【目標値】 令和5年度末時点での設置状況	1箇所	令和2年度末時点で上益城圏域に設置済み

④-2 医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置

【目標設定の考え方】

国の基本指針により見込目標値は、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目標としています。

【目標値の設定】

区 分	数 値	考 え 方
【目標値】 令和5年度末時点での配置状況	1人	町単独での配置を予定

○医療的ケア児等に関するコーディネーター

保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介や、関係機関と医療的ケア児等・家族をつなぐ等の支援を行います。

## 2. 障がい児福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み

### 1) 障がい児通所支援

#### ① 児童発達支援

##### 【サービスの実施内容】

身近な地域の障がい児支援として、手帳の有無にかかわらず、障がいの特性に応じた、障がい児やその家族に対する支援を行います。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

#### ② 放課後等デイサービス

##### 【サービスの実施内容】

就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、社会との交流促進等を行います。

#### ③ 保育所等訪問支援

##### 【サービスの実施内容】

現在利用中また今度利用する予定の保育所、幼稚園、小学校その他の集団生活を営む施設において、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、安定した利用ができるよう当該施設を訪問し、支援を行います。

#### ④ 医療型児童発達支援

##### 【サービスの実施内容】

身近な地域の障がい児支援として、肢体不自由の障がいがある児童を対象として、障がいの特性に応じた、通所利用の障がい児やその家族に対する支援を行います。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行います。

#### ⑤ 居宅訪問型児童発達支援

##### 【サービスの実施内容】

障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児への支援として居宅を訪問し支援を行います。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。

##### 【サービス見込み量の考え方】

- 児童発達支援は H30 年度から R2 年度の利用実績をもとに、今後の需要を想定し毎年 4 人の増加を見込みます。利用日数は 4 日を想定します。
- 放課後等デイサービスにおいても利用者は増加傾向にあり、また今後の需要を想定し、増加を見込みます。利用日数は 15 日を想定します。
- 保育所等訪問支援の利用実績は少ないですが、今後の利用増加を見込みます。
- 医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援は H30 年から R2 年度までの実績はありませんが、それぞれ 1 人の利用を見込みます。

表 障がい児通所支援サービスにおける1か月あたりの必要量の見込み

サービス種別	サービス実績			サービス見込み量		
	H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援	60人日分	45人日分	79人日分	80人日分	96人日分	112人日分
	14人	14人	18人	20人	24人	28人
放課後等デイサービス	455人日分	525人日分	563人日分	660人日分	705人日分	765人日分
	34人	39人	41人	44人	47人	51人
保育所等訪問支援	0人日分	0.33人日分	0人日分	5人日分	5人日分	5人日分
	0人	0.33人	0人	5人	5人	5人
医療型児童発達支援	0人日分	0人日分	0人日分	5人日分	5人日分	5人日分
	0人	0人	0人	1人	1人	1人
居宅訪問型児童発達支援	0人日分	0人日分	0人日分	5人日分	5人日分	5人日分
	0人	0人	0人	1人	1人	1人

## 2) 障がい児相談支援

### ① 障がい児相談支援

#### 【サービスの実施内容】

通所サービスを利用する障がい児の障がい児支援利用計画案作成及びサービス等の利用状況の検証や見直しを障がい児相談支援事業者が行います。

#### 【サービス見込み量の考え方】

今後の需要を見込み、増加を見込みます。

表 障がい児相談支援サービスにおける1か月あたりの必要量の見込み

サービス種別	サービス実績			サービス見込み量		
	H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
障がい児相談支援	14人	14人	15人	15人	16人	17人

#### 【障がい児通所支援・相談支援の確保のための方策】

- ・ 障がい児が必要な支援を受けることができるよう、関係機関・事業所等と連携し、療育の場の充実に努めます。
- ・ 医療型児童発達支援は、居宅訪問型児童発達支援は実績がありませんが、今後のニーズの動向を踏まえ、サービス提供体制の整備を検討します。
- ・ 障がい児に適切な障がい児支援利用計画案が作成されるように、相談支援専門員との連携を強化し、事業の効率化や担い手の確保、相談員の技術力向上を図ります。

### 3. 地域における相談支援体制

地域における相談支援事業を適切に実施していくために、上益城圏域で（地域自立支援）協議会を設置しています。

協議会は相談支援事業者と関係機関や障がい者団体、障がい者等の福祉、医療、教育、雇用の従事者、障がい児当事者、及びその家族により構成されます。

協議会は次のような機能を確保し、必要に応じて個別ケースの調整会議等を開催します。

- 中立・公平性を確保する観点から相談支援事業の運営評価等を実施します。
- 具体的な困難事例への対応のあり方について指導・助言を行います。

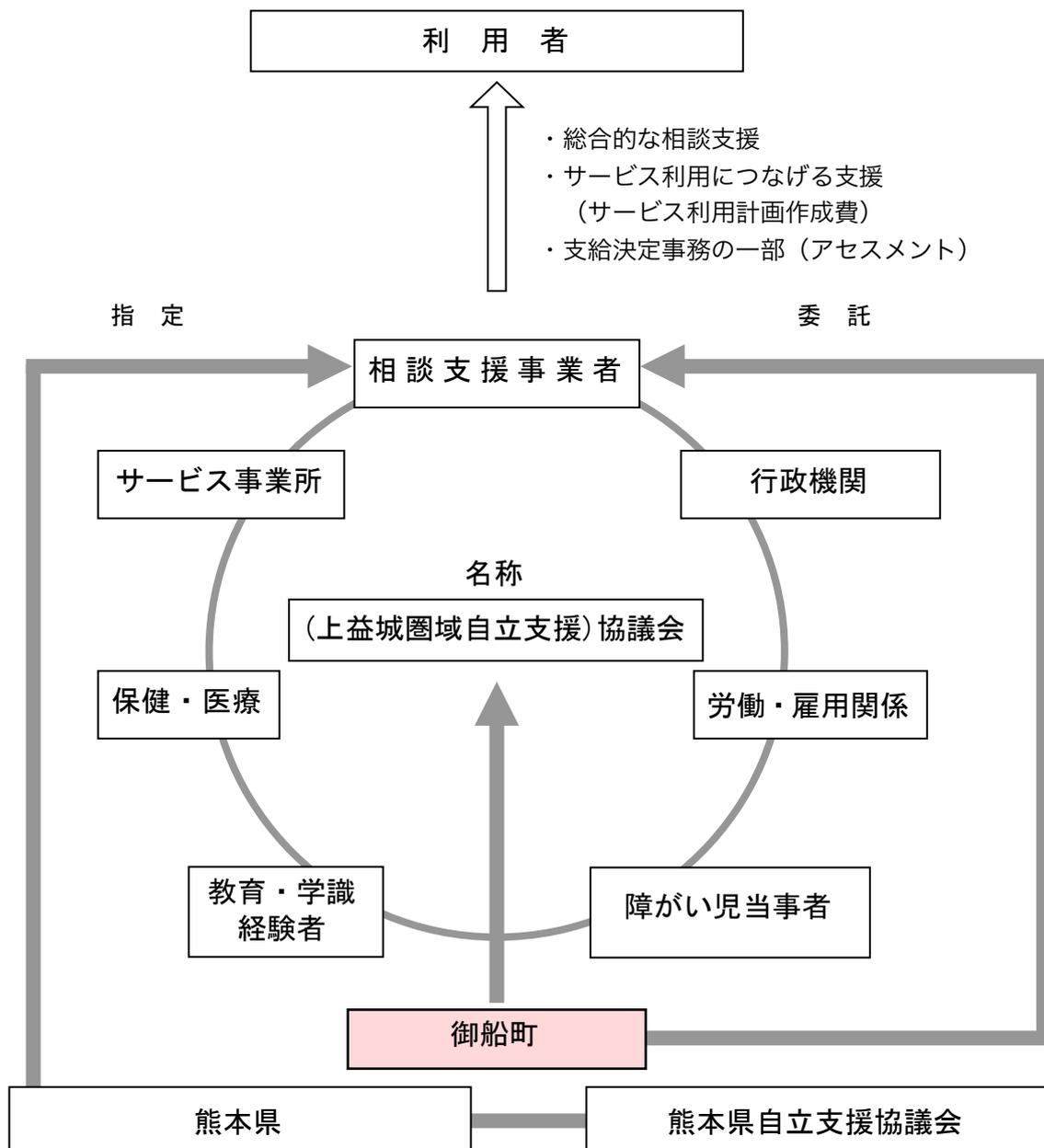


図 地域における相談支援体制

## 4. 計画の推進体制

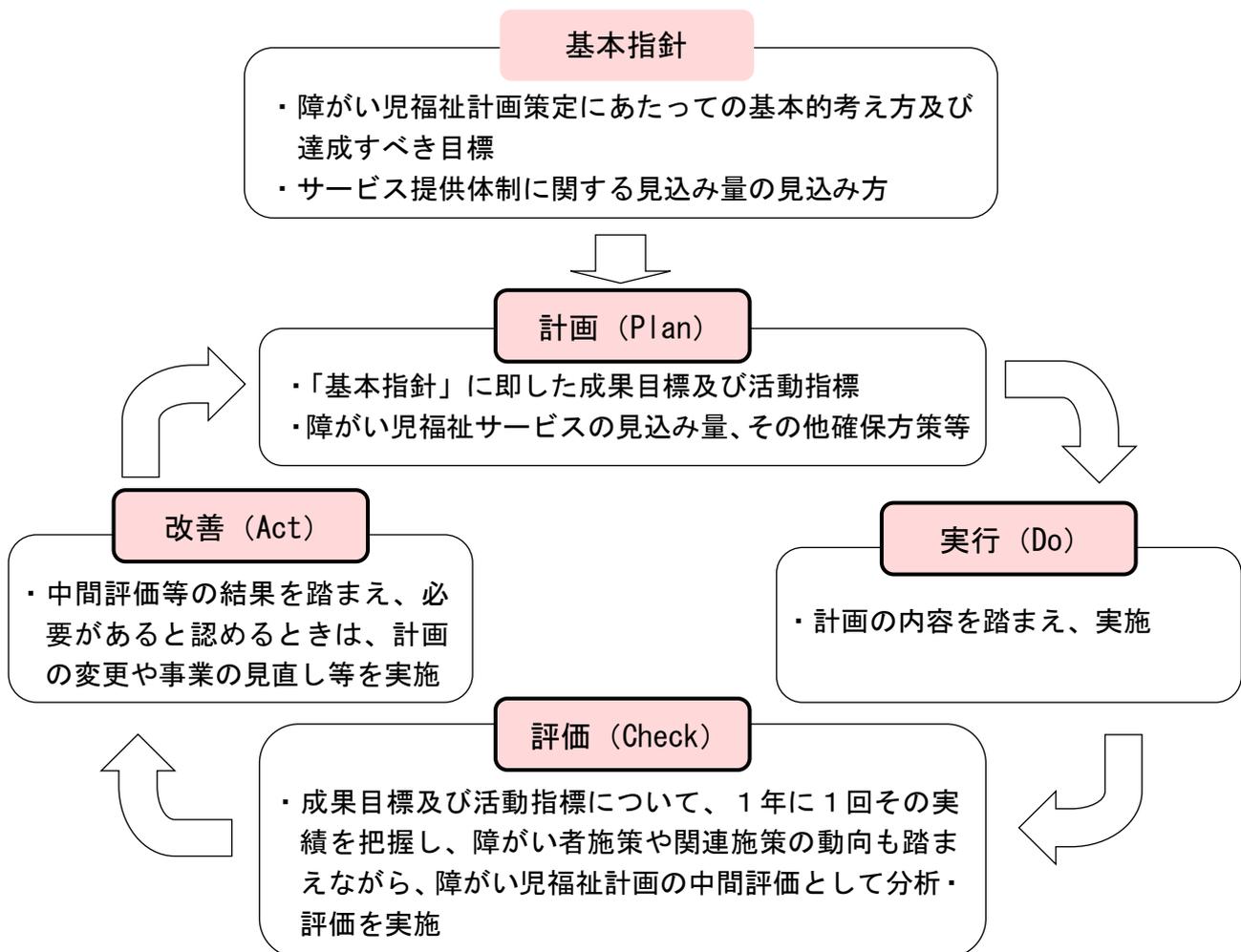
### 1) 計画の点検・評価体制の構築

本計画の着実な実行に努めるため、PDCA マネジメントサイクルに基づいて、計画の評価・点検を行います。計画の定期的な進行状況の取りまとめを行い、必要に応じて関係機関と協議をし、計画(Plan)、実施・実行(Do)、点検・評価(Check)、処置・改善(Action)のサイクルの着実な実行に努めます。このため、御船町障がい者福祉計画策定委員会においても毎年意見を求め、計画の推進に活かします。また、毎年、計画の進捗状況の公表に努め、必要に応じて計画の目標数値等の見直しを行うこととします。

### 2) 協議会との連携

本計画における障がい児福祉サービスによる取り組みを推進するに当たり、障害者総合支援法に基づき、協議会からの意見を踏まえ事業を実施していきます。

#### 「PDCA マネジメントサイクル」に基づく、計画の評価・点検



## 御船町障がい者福祉計画策定委員名簿

氏名	職名	備考
山崎 雅之	社会福祉法人御陽会 障がい者総合支援センター ヴィラささゆ 施設長	委員長
鳥岡 信孝	社会福祉法人ひまわり学園 施設長	副委員長
栗原 秀子	特定非営利活動法人みふねデコボコ会 代表	
小柳 勇人	医療法人松本会 希望ヶ丘病院 医療情報管理室 室長 精神保健福祉士	
中熊 博明	御船町区長会 会長	
佐藤 智子	御船町民生・児童委員協議会 会長	
増井 博行	御船町身体障害者福祉協会 会長	
林 みどり	難病友の会 上益城郡代表	
中熊 英昭	御船町教育委員会 教育委員	
上村 良親	御船町社会福祉協議会 事務局長	

(順不同、敬称略)



御船町障がい者基本計画  
(第3期：令和3年度～令和8年度)  
御船町障がい福祉計画  
(第6期：令和3年度～令和5年度)  
御船町障がい児福祉計画  
(第2期：令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

策定：御船町役場 福祉課

〒861-3296 熊本県上益城郡御船町御船 995-1

TEL 096-282-1342 FAX 096-282-2803

[http://www.town.mifune.kumamoto.jp /](http://www.town.mifune.kumamoto.jp/)

印刷：ココニ一印刷



[ 題名：おともだち ]